1 水道局関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第6号 平成25年度光市簡易水道特別会計歳入歳出決算について

説 明:宮﨑業務課長 ~別紙

質 疑

○笹井委員

それでは、ちょっと簡水についてちょっとお聞きします。

先ほどの説明で去年の供給量が2,782m³ということですが、牛島簡水に、これは最大何立方メートルまで給水できるというような、そういう上限みたいなものはあるのでしょうか。

○森下浄水課長

1日施設的には1日36㎡が可能です。ですから、今現時点では1日8トンぐらいを処理しておりますので、施設能力の範囲で運営をさせていただいております。

○笹井委員

ちょっと私ども素人ですので、トンと言われてもピンとこないのですけど、例えば今の2,782 m^3 の何倍まで大丈夫みたいな説明していただけるとちょっとわかりやすいのですが。

○森下浄水課長

給水の何倍までという御質問ですが、1日の浄水をつくる能力が計画水量では1日36 m^3 という形になっておりますので、それ以上になりますと処理できないという形になります。

○宮﨑業務課長

今の浄水課長が申し上げましたとおり、施設能力、浄水能力が1日36m³、ですから それ掛ける365日がマックスじゃないかなと思っております。

○福島水道局長

施設能力は今申し上げたとおりですが、現状牛島の関係について申し上げますと、牛島簡易水道は現在塩を差しております。原水で塩素イオンが1,800程度でございます。これをマックス取水しますと塩素イオン濃度が高くなりますし、維持管理等この交換とかそういう部分について大きな支障を来す形になるのではなかろうかと思います。現行1日8m³なわけですが、その倍ぐらいの取水は可能かなというふうに私どもでは考えております。

○笹井委員

わかりました。牛島にもちょっと新しく居住される方とか、今そのための建物改築されておるという話がありまして、水道能力をちょっと、水は大丈夫かと不安されている方もどうも島民の方におられるようですが、今のお話ですと、今牛島全員が使っておる水の倍まではじゃあ大丈夫ということでございますので、そういう方が来られても別に給水能力は特に問題ないと、そういうふうに理解してよろしいですね。

○畠堀委員

御説明ありがとうございました。2点ほどお伺いしたいと思います。

一つは、これは前年度のことになるのかもしれませんけども、一般会計繰入金につきましては、平成24年度と比較して約半分近くに減額されておりますので、これ経営状態よくなったということもとれるのですけども、歳出と歳入のバランスということで先ほど御説明があったんですが、24年度の歳出と比べて25年度が大きく下がった要因について、重複するかもしれませんけども御説明いただけたらと思います。

それからもう一点は、歳出のほうで牛島簡易水道事務事業のところで手数料が8万9,000円計上されているわけですけども、これは前年度計上されてなかったように思いますが、これについて御説明いただけたらと思います。

○宮﨑業務課長

1点目の一般会計からの繰入金が減少しているので歳出が減ったんじゃないかという御質問だろうと思いますが、これは歳出のほうについては余り変わっておりません。ここの繰り入れが変わっておりますのは、236ページを見ていただいたら補正予算額というところに繰越額が1,097万7,000円ということで、予算時におきましては繰越額が確定をしておりませんので頭出しで一応1,000円ということで計上させていただいておりましたが、出納閉鎖なり決算認定後に翌年度繰越額が確定するということで、余りにも繰越額が多かったということで、3月議会におきまして補正予算、減額補正をかけさせていただきまして、繰越金を1,097万7,000円増額して一般会計繰入金をその分だけ減額させていただいたということで、繰入金のほうが前年度と比べて減っております。前年度につきましては、その予算調整は行ってないということで、結局結果的に繰越額が膨らんでいったということで、25年度に調整を行ったということでございます。

それと手数料でございますが、これはここに計上させていただいておりますのは、量水器、メーターの取り付け手数料になります。水道は、計量法によって8年に一回メーターを検満といいますか、検査をしなければいけないということがございまして、25年度その時期を迎えましたことからメーターを取りかえております。その手数料として8万円程度計上させていただいた、執行していただいたということで、前年のない手数料が発生したということでございます。

○畠堀委員

十分理解できました。ありがとうございました。

○田中委員

済みません、ちょっと先行委員の続きなのですが、先ほど浄水能力と給水能力のお話があったのですが、現在 $8\,m^3$ ぐらいでその倍ぐらいは可能かなというところがあったんですが、量がふえると設備的な負担もふえるっていう部分のお話もあったかと思うのですが、これ $8\,m^3$ ぐらいまでだったら料金的なものも変わらず供給できるっていう考えでよろしいですか。

○宮﨑業務課長

料金体系のことでよろしいんだろうと思いますが、一応水道の料金は、簡易水道牛島の料金は、今水道料金のほうと統一をさせていただいということで、その費用バランス、総括原価等によって決まってはいないのですよ。8 m³から倍ぐらいになったら、それは費用のほうは今の費用よりは維持費はかかってくるとは思います。その分歳入はふえるのだろうと思いますが、25年度の給水原価が1トン当たり大体5,300円ぐらいかかっておりますので、それからしますと一般会計からの繰り入れのほうが費用がふえるとまた増加してくるのだろうと思います。ちょっとお答えになっているかわかりませんが。

○田中委員

そしたら料金体系が変わって、使用者のほうの負担は準じて変わらないっていうか、 使用量に応じてこっちの島じゃない価格と同じような料金体系ではあるが、設備的な負担はふえるので簡易水道としての負担はふえるっていう考えでよろしいですか。

○福島水道局長

使用料がふえたらどうして負担がふえるかっていいますと、過去牛島簡易水道の場合に15トン程度使っていたときがあったわけですが、そのとき塩素イオンが約3,000以上というときもございました、そうなるとポンプに影響もありますし、牛島簡易水道のもともとの浄水施設が、要するに海水を淡水化する装置ではないわけです。ですから、当時はヒ素が出るということで、ヒ素除去のための逆浸透膜だったわけです。しかし、これは一定枠の塩素イオンを除去できるというので現在それを使用していると、これが塩素イオンがどんどんどんらくなりますと、今の施設では対応不可になると思います。倍ぐらいの使用料だったら何とかこの交換を早くするとか、ポンプの更新を早くするとかという形の中で対応できるのではなかろうかという形でございます。膜の洗浄も今月一回職員がやっておりますが、これを半月に一回とかいう形にはなると思いますが、そういういろんな形での問題点が生じるということでございます。

○田中委員

よくわかりました。

それで、これ逆浸透膜の交換も行ったり、これポンプで給水しているとは思うのですが、これ例えば停電になったときにポンプが動かないという状況で、簡易水道のあそこ

から水道、飲み水をもらうということは可能なのかどうかお聞かせください。

○森下浄水課長

今現在配水池では $33\,\text{m}^3$ 貯水でき、ポンプが停止したときには最低水位でも $22\,\text{m}^3$ 保有しています。ですから、-日平均 $8\,\text{m}^3$ を使用していただいておりますので、 $2\,\text{日間の貯水量がありますので、}$ その間で停電が解消できるのではないかというふうに考えております。

○田中委員

わかりました。防災上もすごく安心して、2日分ぐらいは確保されているということ なので安心しました。ありがとうございます。

討 論:なし

採 決:全会一致「認定すべきもの」

2 福祉保健部関係分

- (1)付託事件審查
 - ①追加認定第4号 平成25年度光市一般会計歳入歳出決算について (福祉保健部所管分)

説 明:古迫福祉総務課長 ~別紙

質 疑

○畠堀委員

それでは、3点ほど御質問させていただきます。

まず初めに99ページに特別対策事業給付費というのが掲載されておりますけども、これについては、昨年度は100万円近く計上されておりましたけれども、今回1,000円ということで減額されておりますが、この背景について御説明いただけたらと思います。

○古迫福祉総務課長

この事業ですが、これは平成24年度までの事業で、1,441円は平成25年度分の過誤分を支払ったものでございます。

具体的には、平成18年に障害者自立支援法が制定されまして、それまで障害種別ごとの施設の体系でありましたけど、3 障害を一体化するということでの施設運営に変更となりました。そういった新体系に移行ということでいろんな経費がかかるわけでございますので、それを激変緩和をするため平成24年度まで事業が行われ、平成25年度は平成24年度の過誤分を払ったものということで事業は終了でございます。

○畠堀委員

続きまして、107ページなのですけども、こちらのほうのやまと、上段のほうにありますけども、やまとふれあいセンターの指定管理料、これが平成24年度に比べまして180万円、(中断)済みません。

以上です。済みません。御説明ありがとうございます。

○萬谷委員

それではちょっと気になった点を1つ、2つ。

主要施策の93ページの生活保護費なのですけど、アの表のところの扶助費の推移というのが、教育扶助というのがちょっと減少気味、そして25年度は特に減少しているんですが、その辺の理由とか分析等ありましたらちょっとお聞かせいただきたいですか。

○古迫福祉総務課長

教育扶助でございますが、これは小学生及び中学生の教育の扶助費でございます。小学生中学生あわせて平均で申し上げますと、平成23年度が33人、平成24年度が29人、平成25年度が20人というふうに減少をしております。平成23年度から25年にかけて13名減

をしているわけでございますが、このうちいわゆる少子化といますか、卒業に対する入 学が少ないもの、これが7名、残りは保護の開始・廃止による影響ということでござい ます。

○萬谷委員

わかりました。一般質問でもちょっと福祉じゃなくて教育のほうでちょっと触れさしてもらったのですけど、子どもの成績が親の財力に比例するとかいうデータも出ているところがありますので、親の財力っていったら何かいやらしいのですけれども、やっぱり教育を受ける権利、義務というのがやっぱりあるし、親もそういうところがあると思いますので、ぜひ取り組みのほうお願いしたいと思っています。少なくなるのは結構だと思いますので、ぜひ適正な取り組みということでお願いします。

あとちょっと1点だけ聞きたいのですけど、オの表の、同じページでオの表なのですが、世帯類型別比保護者世帯数ですか、高齢者、母子家庭とか障害者とかってわかるのですけども、その他っていうのが60あるのですが、その内訳等がちょっと差し支えなければ教えていただければと思います。

○古迫福祉総務課長

その他の60人の内訳でございますが、ここに分類されないその他ということでこれが20名、あと40名はいわゆる65歳以下で働ける方、稼働年齢層という方が40世帯あるということでございます。

○萬谷委員

わかりました。働ける方ということは、今職を探している方という形で、理解でよろ しいですか。

○古迫福祉総務課長

そういうことでございます。

○萬谷委員

了解しました。終わります。

○田中委員

済みません、1点お聞きしたいのですが、社会福祉法人の指導監査事業で主要施策の58ページのほう、59ページのほうになるのですが、先ほど少し説明があったのですが、13法人のうち8法人に行って口頭指導が5法人あったということなのですが、この8法人がどこだったのかということと、口頭指導内容についてお聞かせいただければと思います。

○古迫福祉総務課長

主要施策の59ページでございますが、このウの表でございます。13法人のうち平成25年度に行ったものは、左の列から周防長養園、光冨士白苑、和光苑、愛光園、右に参りまして教栄福祉会、東光福祉会、白象会、松原保育園の8つでございます。

それで、口頭指導は5法人ということでございます。口頭指導と文書指導の違いなのですけど、文書指導は法令や通知に違反する場合ということでございまして、口頭指導は法令や通知に違反する場合でも特別な理由がある場合とか、軽微なものとか、それから努力義務違反等に対する違反につきましては、口頭指導で行っております。

平成25年度の口頭指導した内容でございますけど、例を挙げますと、法人の事業目的 等定款へ掲載するわけですけど、その定款変更したら法人登記の変更もしないといけな いようになっておりますので、登記の変更を行ってないケースとか、それから理事長の 職務代理者が指名されてないというようなケースの指摘を行ったところでございます。

○田中委員

内容についてお聞きしても専門的でわからない部分があるのですけど、指導して改善必要ということなので、しっかり改善していただけるように取り組んでいただければと思います。

それで、今13法人中今回8法人受けたということなのですけど、残りの5法人は今年度行っていくという考えでよろしいですか。

○古迫福祉総務課長

原則2年に1回でございますので、残りは今年度実施してまいります。

○田中委員

わかりました。しっかり指導もしながら、健全な経営をしていただけるようによろしくお願いいたします。

○畠堀委員

済みません、1点ほど。民生費の中にあります社会福祉総務費の中の95ページですけども、民生児童委員の活動支援事業ということで先ほど御説明いただきましたが、主要施策の中の57ページの民生児童委員の方の業務が大変忙しくなってきていると、それに対する、活動に対する支援を行いましたということで記述があるわけですけども、この活動に対する支援について、具体的に御説明いただけたらと思います。

○古迫福祉総務課長

まず1点目として6地区に民生委員さんはわけて、6地区の協議会として活動しておられます。いろいろ研修だとか情報交換等、6地区に対するその研修や運営に対する経費として補助金も出しておりますし、当然個人個人の日ごろの見回り活動に対する経費も支給しております。さらに最近高齢者等もふえておりますので、情報提供といいますか、見回り対象者の情報も当然個人情報保護を考えながら情報提供をしているというと

ころでございます。

○畠堀委員

ありがとうございました。

○笹井委員

今年度の決算書には、光市事務事業評価結果が新しくついておるところでございます。 これも決算参考資料ということですので、今回初めて全部の多くの事業をこういうふう に分類した資料が出てきましたので、ちょっと私の質問はそれに基づいて、今まで主要 な施策とかに出てないちょっと小さいところを御質問させていただきたいと思います。

まず事務事業評価の137ページでございます。137ページ社会福祉総務事務費がありまして、そこに原水禁補助金、決算でいうと8万1,000円ですかね、決算書にも8万1,000円と書いてありますので出ております。これについて、この補助金を支出する意義と、あとどこの団体に支出しているのか、ちょっとお聞きします。

○古迫福祉総務課長

補助金を出す意義でありますけど、非核・恒久平和への活動をしている民間団体が原水爆禁止世界大会に参加するということで非核及び恒久平和への意識を市民へ喚起するというもので、意義のあるものとして支出しているものでございます。原水爆禁止光市協議会でございます。

○笹井委員

だから原水禁の光市の団体に補助しておるという、そういう理解ですね。 それで、この今の137ページに研修会の参加が2名ということですけど、じゃあどな たがその大会に行かれておるのか、そこは把握されておられますか。

○古迫福祉総務課長

どなたかというか、代表を初め構成員の方が参加しているということは把握しております。

○笹井委員

それは別に市の職員とかじゃなくてその原水禁光市協議会ですかね、そこの団体の責任者が行っておるという理解でよろしいですか。

○古迫福祉総務課長

そのとおりでございます。

○笹井委員

わかりました。

ちょっと次に参ります。事務事業評価の161ページに参ります。地域生活支援事業、これ今説明があった中に、古迫課長の説明の範疇ですね。ではちょっとそこの10番地域活動支援センター運営事業(ウイング)とありまして、実績の件数が1,092件ですかね、実績、ということですけれども、これがどういう活動をされておるのかちょっと教えてください。

○古迫福祉総務課長

地域活動支援センター(ウイング)でございますが、これは事業所の名称で、事業法 人の愛命会が周南市に泉原病院と併設して設置しているものでございます。

業務内容でございますけど、特に精神関係の医療法人という特徴生かしまして、精神障害者の悩み等への相談支援事業や、それからあと日中活動の場づくりと料理教室や花見など、社会参加を図るための「居場所づくり事業」、「いこいの広場」という事業を行っているところであります。

○笹井委員

今、愛命会であった泉原病院という話をされたのですが、愛命会は大田病院もあって、 徳山泉原病院、市内は大田病院だと思いうのですけど、このウイングの実施場所はどち らの病院なのでしょうか。

○古迫福祉総務課長

周南市のほうの泉原病院でございます。

○笹井委員

わかりました。この1,092件というのは、これは光市民の利用が1,092件ということでよろしいのでしょうか。それとも下松や周南も含めた人数なのでしょうか。

○古迫福祉総務課長

これは光市の方の相談支援事業であり、延べ人数であります。

○笹井委員

わかりました。ちょっとせっかく光市内に大田病院もあるから、そこでやっていただければもっと便もよくなるのかなとは思いながらも、これも医療の体制の問題もあるかと思いますので、光市民の方が1,092回利用されておるというのは理解いたしました。

次、その下ですが、周南3市ふれあいフェスタ負担金、これが今金額的には7万9,000円ですかね、でございますが、これの内容と、それからこれ3市持ち回りで開催する意義についてちょっとお聞かせください。

○古迫福祉総務課長

周南3市ふれあいフェスタでありますけど、周南圏域の身体障害者やその家族、ボラ

ンティア等が一堂に会しスポーツやレクリエーションを通じて交流を深め、心と体の健康の増進を図ることを目的に開催をしております。平成25年度は第51回ということで歴史がある大会でございまして、下松市で開催をしたところです。

内容につきましては、サウンドテーブルテニスといった障害スポーツの体験から、パン食い競争、玉入れゲームなどのレクリエーションも取り入れて、各市特色ある内容として毎年開催をしております。ボランティア、家族含めて200人程度の参加があるところでございます。

3市持ち回りの開催の意義でありますけど、3市の身体障害者の方や家族の方が一堂にこの機会にふれあうということで障害者の方の社会参加に資するものだというふうに考えております。

○笹井委員

こういう障害者の方が触れ合うようなイベントというのは、光市単独の物はどういうものがあるのでしょうか。そしてちょっと光市でもやっていて、周南3市でもやっていると、私は2層立てでちょっとそういう開催であるとするならばちょっとどうかと思うのですが、そういう光市独自のものがあるのか、そして3市ふれあいフェスタとの違いがあれば教えてください。

○古迫福祉総務課長

光市独自なものは、心身障害者のふれあいフェスタというのをこれは毎年行っております。これは3障害対象でございますけど、これにつきましては毎年やっているのですけど、3年に一回光市の持ち回りでこれ開催されるときは同時に開催をして、別々の開催にならないように行っておるところであります。

○笹井委員

わかりました。

ちなみに、光市単独で開催しておる場合の予算と市の支出金額というのは幾らなのか、 ちょっとわかれば教えてください。

○都野福祉保健部次長

その体育大会の予算は60万円で、実績に応じて精算をするようになっています。

○笹井委員

わかりました。光市単独でも体育大会をやっておって、なおかつ3市でやって、当番のときはもう合同でやるという説明でした。状況は理解しましたが、ただ3市でやって下松や周南であるときは光市で回って、そっちの3市の合同も別にあるということで、同じ内容のものをそういうふうに二層立てでやる必要がどこまであるのかなというのがちょっと今疑問ですが、この辺ちょっと内容を私まだ深く勉強しておりませんので、また今後ちょっとよく勉強させていただきます。

終わります。

説 明:中邑高齢者支援課長 ~別紙

・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

質 疑

○畠堀委員

1点御質問させていただきます。

103ページの災害時要援護者把握事業についてなんですけども、この事業につきましては、前年度に比較してかなり決算額も修正されてきておるので進捗状況としてもかなり進んでいるのかとは思いますけれども、その辺の内容とあわせまして、その中の一つであります災害時の要援護者台帳管理システムの保守委託料というのがこちら逆にふえているということになっておりますので、このあたりの背景や内容について御説明いただけたらと思います。

○中邑高齢者支援課長

災害時要援護者把握事業の減額の主な要因といたしましては、このシステム自体を平成24年度に導入しました関係で、導入経費が412万円かかっております。それとあわせて導入時に当たり専任の臨時職員を雇用しておりましたので、24年度については、25年度と比較してその額について減額がされているというところでございます。

保守委託料のほうでございますけれども、24年度は導入が11月であったことから、保 守委託料が5カ月分でございました。25年度は1年間12カ月分でございますので、その 差額約13万円が増額となったところでございます。

○萬谷委員

それでは、ちょっと1点だけ気になったところを。決算書107ページで主要施策は78ページですかね。離島利用者負担対策事業なのですけども、年々利用者数が減少しておりますが、単に人口が減少しているという理解でよろしいでしょうか。

○中邑高齢者支援課長

この事業は牛島に在住の方を対象としておりますので、牛島の島民の人口が年々減少 しております。それに比例して減少しているというふうに理解をしております。

○萬谷委員

わかりました。

あと、説明文の中に交通費等の経費を払うことによりサービスの利用が制限される可能性があると書かれておりますが。この助成は事業者に払うのでしょうけども、交通費の相当額の助成だと考えてよろしいですか。

○中邑高齢者支援課長

牛島に行くためは船便が必要になります。その船賃にあたる渡航経費及び牛島に行くとサービス提供時間以外に帰りの船便までの時間拘束がありますので、それに係る経費でございます。

○萬谷委員

了解しました。離島のサービスという点ではいろいろ不安も島民と思いますので、できる限りの取り組みをお願いしたいと思います。

○笹井委員

それでは決算書103ページ当たりの事業について、これもちょっと事務事業のほうでちょっと聞いていきたいと思います。事務事業評価167ページに老人福祉費の中に在日外国人等高齢者福祉給付金支給業務2件200万円というのがあります。これについてのこれの内容はどういう内容なのでしょうか。そして在日外国人というふうになっていますが、これ日本人にある制度が外国人にも適用されておるのでしょうか。

○中邑高齢者支援課長

この制度につきましては、国民年金法の制度により在日外国人及び日本国内に住所の要しない日本人の方が年金の支給を受けられないという制度があった時点がございました。そういった方に給付金を支給することによって福祉の向上を図るということを目的としている事業であります。ですから、日本人については年金支給がございますので、この給付金の対象とはなっておりません。

○笹井委員

わかりました。制度的には大分これ御高齢の方で2名ほどそういう対象者が市内にお られると、そういう理解でよろしいですかね。

○中邑高齢者支援課長

そういった御理解でよろしいです。25年度2名の方がおられたのですけど、1名お亡くなりになられましたので、年度末には1名ということになっております。

○笹井委員

わかりました。

それでは次、事務事業のほうで171ページに参ります。171ページ高齢者の居宅生活支援の中に鍼及び灸施術等助成事業がありまして、これ利用者数とあと決算金額ともに随分急増しております。まずこの鍼及び灸の施術費となっていますが、この施術費の中には何種類か種類があると思うのですが、その内訳。そしてこれ市内にあります整骨院という類も対象になっておるのかどうかについてお尋ねします。

○中邑高齢者支援課長

施術の内訳でございますけれども、初検料が700円でございます。鍼と灸それぞれが840円、両方を併用した場合1,050円の助成をしております。

それと、対象でございますけれども、これは鍼師または灸師の免許を受けている光保 険鍼灸師会の会員を対象としているところでございます。

○笹井委員

じゃあ、鍼とか灸という看板があるところで、じゃあ整骨院は、これはここの支出じゃないということですかね。

○中邑高齢者支援課長

光保険鍼灸師会の会員さんで整骨院というか、柔道整復師の資格を持っておられる方もおられますけども、この施術についてはこの事業の対象ではございません。

○笹井委員

わかりました。

あと、これについて施術されたとこの鍼と灸のところから請求書みたいなものが来て 払うシステムだと私は思っておるのですが、その辺は特に医療費のシステム審査みたい なものがあるのでしょうか。

○中邑高齢者支援課長

まずはこの対象が後期高齢者医療保険制度の被保険者の方が対象になっておりますので、それについて被保険者であるという確認と、あと施術内容につきましては、施術を受けた本人さんの確認印をいただいたもの提出していただくようにしております。

○笹井委員

わかりました。ということは請求書があって、その本人の確認印がついたものについては、あと資格の対象審査をしてそれで支払うと、そういうことでよろしいですかね。

○中邑高齢者支援課長

そういうことでございます。

○笹井委員

わかりました。

では、次に参ります。事務事業の173ページにふるさと基金活用事業があります。先ほどの説明でも決算書の103ページのほうで、これ4億円、平成3年に積み立てて、その利子を30団体社協に交付しておるという説明があったかと思います。

それで、ここでお尋ねですけど、一応この金額、178万円というのは4億円の利子が

178万円を生んで、それを分配しておると、そういう考え方でよろしいのでしょうか。

○中邑高齢者支援課長

近年は運用益が下がっておりますので、25年度の運用益で申し上げますと、運用益は 16万円となっているところであります。

○笹井委員

わかりました。当然その差額分は一般会計から追加して交付しておるということです。 基金については、これは光市だけじゃありませんが、結構よその自治体や都道府県なんかでも個別の基金じゃなくてもう取り崩して一般会計に入れたりあるいは統合したりというような動きがありますけど、ここについては特に今までそういうふうな検討とかはされておられるでしょうか。

○中邑高齢者支援課長

確かに、委員さん今おっしゃられますように、この基金の運用益、基金設置の目的の 意義が薄れてきているところはありますので、そのあたりについては一般財源化するか どうかそういったことも含めて、この基金のあり方については検討課題であると捉えて おるところでございます。

○笹井委員

わかりました。決算ですので、一応内容の確認のみに留めたいと思います。

次、事務事業の177ページに高齢者就労対策事業ですか、あります。先ほどの説明でも建設部のほうからこちらのほうに予算的に移管されたという話がありました。事務事業177ページのほうの、178ページに状況が書いてありますが、一番下、最大110人いた人員も現在75人定員となっているという状況でございます。この定員については、現状定員は75名近くで実際現状何人おられるのか、そしてその定員の補充というか、そういう形はどういうふうなシステムで募集しておるのかお聞かせください。

○中邑高齢者支援課長

定員75人に対して通常74名で事業運営行っております。ただ、急な退職等がいまして、 月によっては74名より数名少ない状態ということもございます。従事してもらう採用の 選定なのですけども、収入の少ない方、あるいは市内10カ所の作業場所に通える方、そ ういったところで調整をさせていただいて業務に従事していただいているところでござ います。

○笹井委員

先方に当たってはそういう考えだと思いますけど、こういうところを75名ですけど欠員が出ましたよと、というような案内、もしくはこういうところで働かれませんかというような働きかけ、その辺はどういうふうな形で対象者の方に御案内をしておるのでし

ようか。

○中邑高齢者支援課長

事業の運営管理については、高齢者福祉就労事業の事務局に委託しておりますので、 欠員等が出た場合につきましては、そちらの事務局から市に連絡が入るようにしており ます。

○笹井委員

高齢者就労支援の事務局っていうのは、どこにあってどなたがやられておるのですか。

○中邑高齢者支援課長

図書館の下の駐車場に事務局の建物があります。運営協議会の構成としては、建設一般労働組合山口県本部光支部役員の方等で構成をされておられるところでございます。

○笹井委員

わかりました。

じゃあ最後ですけど、事務事業179ページに長寿者祝い金支給事業があります。先ほどの説明で88歳、99歳、100歳の方に支給するという説明はあったわけですが、これ決算とか予算を見ると何か急激に金額がふえておるのですが、これはどのような理由によるのでしょうか。

○中邑高齢者支援課長

まず25年度決算につきましては、24年度よりも減額になっておりますけれども、24年度と23年度、事務事業評価の中で23年度と24年度比較になると24年度が急激にふえております。これはこの時期に対象の年齢の基準の見方を、従前23年度までは暦年で見ておったものを、24年度からは翌年の3月までという形で見直しをいたしました。ですから、24年度は15カ月分が対象になっている関係で増額しております。25年度は12カ月分なので24年に比べて多少減額になっているというところでございます。

○笹井委員

わかりました。終わります。

説 明:小野子ども家庭課長 ~別紙

質疑

(中断)

○萬谷委員

それでは、1点ちょっと御質問させていただきます。

施策のほうなので、85ページのほうなのですが、家庭児童相談事業、そこで工の通告相談件数っていう通告相談件数っていう票があるのですけども、85ページですね、児童相談所の欄が空欄になっておりますが、これは周南児童相談所に光から相談に行った人がゼロという理解でよろしいでしょうか、まずそれをお聞きしたいと思います。

○小野子ども家庭課長

これはカウントの仕方のほうが問題でもあるのですけれども、児童相談所へ実際に光市民からの通告や相談というのは70件程度ございます。ただし、これが児相を通じてまた市に通告相談が上がった件数ということでカウントいたしますので、こういったふうに通常虐待通告は市から児童相談所に上げるということがほとんどでございまして、逆に児童相談所から通告があるということはまれということでございます。相談につきましても、この相談があった、児童相談所にあった場合にでもやはり市と相談所が必ず連携してやっておりますことから、また児童相談所から一方的に市のほうに通告相談ということで下りてくるというケースはないということでございます。児童相談所に上がったものにつきまして、下の行にございますように、要保護対策実務者会議等でもう議論して、直接もうやっているということでございまして、カウントの問題ではここには数字が上がってないというふうに御理解いただきたいと思います。

○萬谷委員

了解しました。それでは、先ほど言いました下の表のほうなのですけども、まずこのネグレクト、これは育児放棄という理解でいいですか。

○小野子ども家庭課長

委員おっしゃるとおり、育児放棄という意味で間違いではございません。児童虐待防止法の定義で言いますと、これにさらに育児を怠るという育児怠慢までも含まれるというふうに考えております。

○萬谷委員

この協議会、いろいろ協議をした件数が書いてあるのですけども、この協議会で実際 保護をしなければいけないという児童の人数とかその後の対応とかもしよかったら教え てください。

○小野子ども家庭課長

協議件数が200件というふうに25年度はなっておりますが、この中で25年度に要保護児童とした件数は80件でございます。その後の対応につきましては関係機関の連携として要保護児童対策の個別ケース会議に諮ったものが28件、一時保護をしたものが1件で、その他につきましては、各機関による見守りとか相談支援とか、育児環境整備など個別に当たっているというような形でございます。

○萬谷委員

わかりました。よくわかりました。全国的にもこういうケースは悪い方のニュースをよく耳にすることがあるのです。ちょっと虐待を受けた子供たちが、よく調べるとしかるべきところに相談に行っているのに保護されなかったっていうニュースがよくあるので、子供たちにとっては、いい大人にいかに出会えるかっていうのがやっぱり人生左右してくると思いますので、決算額が前回、去年と比べて30万円ぐらい上がっているのですが、それでもまだ43万円という決算額で、もうちょっと上がってもいいのではないかと、相談員とかサポーターとかの育成も重要課題になってくると思いますので、その辺の取り組みをどうぞよろしくお願いします。

以上です。

○畠堀委員

決算資料の13ページを中ごろにあります助産施設母子私生活支援施設入所者事業についてお尋ねします。

この事業につきましては、前年度に比べて金額的にも六十数万円減少しておりますが、そういった背景とあわせましてその項目にあります母子生活支援施設入所委託料についても大幅に金額が減っております。そのあたりの背景あわせて御説明いただけたらと思います。

○小野子ども家庭課長

これにつきまして、まず助産施設とうのは、市内では梅田病院でございますけれども、減っている理由というのは、梅田病院に措置が24年度は2件62万3,000円あったわけですが、これがなくなったということで、平成25年度は減っているということでございます。これはそのときそのときでそういった措置があるかないかによって大きく変わってまいりますもので、そういったことで御理解いただけたらというふうに思います。

○畠堀委員

わかりました。ありがとうございます。

もう一点お尋ねいたします。もう一点は、同じ民生費の、先ほど御説明ありました幼児病後児保育事業の件でございますけども、これ事務事業評価の231ページのほうに実績が紹介いただいております。先ほどの御説明の中で、梅田病院改装によりまして他市への委託ということで、25年度については145人の方が利用されたということになっておるのですけども、前年度と比べまして300人近くの方の利用者が減っているわけですけども、こういった方たちについては、25年度の実績の中でどのような市民の方対応されたのか、そのあたりのところどのようにお考えなのか教えていただけたらと思います。

○小野子ども家庭課長

減少につきましては、やはり梅田病院が今改装で休業しているということが大きく影

響しているとは思いますが、一応その件につきましては早く梅田病院のほう再開してほしいという声は聞きますけれども、本当になくて困ったというようなほどの苦情もまだ聞いてはおりません。27年度から再開するというふうに聞いておりますので、それはもうできるだけ早い再開を働きかけていきたいというふうに考えております。

○畠堀委員

済みません。数字の確認ですけど、今申し上げました事務事業評価に紹介されています実績ですけども、24年度、23年度、440名の方が載っておりますけど、これは登録者ではなくて実際使った方というふうに考えてよろしいですか。

○小野子ども家庭課長利用者数でございます。

○畠堀委員

25年度の実績については理解しました。どうもありがとうございます。

○田中委員

主要施策のほうの82ページのみんなでハッピーバースデー子育て応援事業についてお聞きしたいのですが、これ12事業者が特色ある特典のついた子育て応援特典シートを配付ということであるのですが、これの利用状況についてお聞きしたいと思います。

○小野子ども家庭課長

この事業は、出生時、1歳、2歳の誕生日を迎える児童に、市からの誕生カードと応援事業所からの値引きやプレゼントなどを載せたクーポン券みたいなものなのですが、特典シートを配付するものでございます。これにつきましては、特典利利用者というのが少ないというふうに事業所のほうから聞いております。そういったこともありまして、若干事業所側からとりますと宣伝効果に疑問を感じている意見も聞いてはおります。そういったことから、もちろんこの事業は地域の企業など含めて子育てに対する意識を高めていくという意味で重要な事業ではございますが、今後若干協賛事業等のやり方、募集の仕方とか、そういった特典の出し方とかそういったやり方そのものは検討してまいりたいなというふうに考えております。

○田中委員

市長からもメッセージが届くということで、受け取る側としてはすごく嬉しくていい事業だとは思うのですが、これ予算も7.6万円ぐらいですね。金額がそんなに大きくはないのですが、手間っていう部分では1,119世帯に送るということで事務量はあると思うので、効果があるように取り組んでいただければと思います。

続いて、主要施策のほうの84ページを子ども医療費助成入院医療費についてなのですが、これの数が減っているということで受診者が24年度35人だったところが25年度には

18人というところなのですが、これについての原因といいましょうか、何か理由を把握されていたら教えてください。

○小野子ども家庭課長

子ども医療費の周知につきましては、対象年齢の拡充の際には学校、小・中・高校などを通じて、また医師会、国保連合会等関係機関のほか、子供家庭課の窓口、また広報、チラシ等で行っておる状況でございます。若干減っておりますというところまでのちょっと原因は把握しておりませんが、今後もそういった周知についてはそうやってまいりたいというふうに考えております。

○田中委員

これ受診者が少なくて、本当に入院されている子供たちが少なければいいのですけど、ちょっと周知方法という部分でちょっと気になったところがありまして、小児科で市内で入院する施設っていったら、今現状でどことどこあるのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○小野子ども家庭課長

まず2つの総合病院、当然高校生までありますんで、完全に小児科というわけではございません。ですから2つの総合病院もありますし、場合によっては兼清外科いろいろ入院施設を持った施設であれば入院の可能性っていうのはあるかというふうに思います。

○田中委員

わかりました。これが光市独自であっている政策で非常にいいものなのですけど、ちょっと聞いたところによると、徳中で入院される方がいらっしゃって、結局この制度あるのに気付かずに、後にママ友達から聞いて知ったっていうこともあって、実際子供たちが入院する病院というところでいうと徳中とか確率は高いと思うので、ぜひそういったところでどうにか連携して、やっぱり光市独自で取り組んでいるいい施策というものを、必要な市民にちゃんと届くように取り組んでいただければと思います。

それと、続いて主要施策の90ページのファミサポについてなのですが、これの依頼会員が332人、協力会員が63、両方会員が54人ということであって活動状況も書いていただいているのですが、これもマッチング数についてちょっとお聞きしたいのですが。以来された方と受けられた方のマッチングした数をお聞かせいただければ思います。

○小野子ども家庭課長

こちらの主要施策の90ページにあります会員数というのは延べでございまして、実人数を申しますと、依頼会員というのが、実人数で平成25年は16名です。サービスを提供する会員が13名ということで、マッチング件数は20件というふうになっております。ですから、20件のマッチングの方が延べ382回利用されているというような形になります。

○田中委員

この会員数とかを見るとすごく多いようなイメージがあるのですが、これ実際マッチング数を見ると特定の方が繰り返しこの制度を使われるというような状況も見えてくるので、ちょっとそのあたりはこれ見るとサンホームへの送迎っていうものが269件ということで多いのですけど、ちょっとそのあたりをもうちょっと深いところまで精査して、本当に困っている人が届く制度、いい制度だからこれを使っていっていうような、同じ人がこれをずっと使うっていう制度ではなくて、本当困っている人が活用して助かるようなものに精査していただけばと思いますので、そのあたりの取り組みをお願いいたします。

○笹井委員

では1点お聞きします。決算書でいうところの113ページ、市立保育所運営事業です。 事務事業のほうでは229ページになろうかと思います。市立保育所運営事業の中に山口 県保育協会光支部補助金支払業務、これ18万円あるのですが、これはどういう、中身は 何でしょうか。そしてこれは市が補助する業務なのでしょうか。

○小野子ども家庭課長

この業務は、まず保育協会光支部というのは、公立私立の全12園が加入した支部でございます。この保育協会光支部が行います年に数回行うのですけれども、保育所の管理者、保育士、また給食関係者の資質向上のための研修の経費を補助するものとなっております。一応18万円を上限とした事業費補助ということでやっておりまして、市としましてはやはり市内保育所におけます保育の質の向上はもちろんのことですが、保育従事者間、講師含めての情報交換やまた保育関係者全体の意識の高揚につながるということから必要な事業だというふうに考えております。

○笹井委員

わかりました。これは今公立私立の園が入っておるということですけど、公立私立の園それぞれから会費みたいなものを公立を含めて払って、それとかは別に18万円事業補助をしておるということでしょうか。

○小野子ども家庭課長

そうございます。この研修の事業に関する目的を持った補助でございます。

○笹井委員

中身はわかりました。

それで、決算審査参考資料の11ページのほうに、各種団体に対する、決算審査参考資料の11ページですが、各種団体に対する補助金の状況ですけど、この中には山口県保育協会光支部補助金というのがちょっと見逃したんかな、何かないような気がするのですが、これは何で載ってないのでしょうか。

○小野子ども家庭課長

こちらには運営費の補助が載っておるものでございまして、事業に関する事業費補助 は載ってないというふうに御理解いただけたらと思います。

○笹井委員

わかりました。これはここに運営補助だけですね。終わります。

説 明:奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長 ~別紙

質疑

○萬谷委員

それでは、先ほどの御説明の中で1件だけちょっと気になるところがありましたので 質問させていただきます。

決算書127ページ、主要施策が106ページになるのですが、母子保健事業の中の不育症 治療費助成事業、申請がゼロというふうに聞いたのですが、そのゼロに対してどのよう な分析をされておるか、何かありましたらお答えください。

○柏木健康増進課保健指導担当課長

不育症治療費の件ですけれども、この申請がゼロということですが、県内の産婦人科 医療機関や市広報、ホームページ等により制度の周知を図っていることから、今回対象 者がいなかったということだと考えております。制度を知らなかったというようなこと がないよう、さらに周知方法の工夫に努めてまいります。

○萬谷委員

わかりました。これも、ちなみにどのような助成になるのでしょうか。自己負担分を 助成するっていう形になるのかなと思うのですが、その辺をお答えください。

○柏木健康増進課保健指導担当課長

不育症検査や薬物療法等の医療保険適用、適用外の不育症治療費の自己負担分、1年度当たり1回20万円以内で通算5回まで助成するものです。治療内容により金額が大きく違うために、全額助成もあれば一部となる場合もございます。

○萬谷委員

ちょっと決算と違うので、ちなみに参考として、本年度の申請はいかがでしょうか。

○柏木健康増進課保健指導担当課長

今年度になって7月に1件相談があり、申請書一式をお渡ししている次第です。

○萬谷委員

この事業に関しましては、不妊治療の助成と並んで重要な事業だと思いますし、光市の単独事業というのでもあります。周知徹底されているというお答えでしたが、なお一層取り組んでいただければと思っていますのでどうぞよろしくお願いします。

○畠堀委員

御質問させていただきます。125ページの衛生費、保健衛生費などの予防費のところの結核検査委託料についてなんですけども、こちらについては前年度と比べて150万円程度減少しておりますが、これは主要施策の成果のほうにも書いてありますが、受診者が減ったことによる委託料の減額というふうに考えてよろしいでしょうか。

○柏木健康増進課保健指導担当課長

これは集団検診に係る委託料でありまして、平成24年度は市内96カ所、12日間を検診車により巡回してまいりましたけれども、国により医師の同乗が必要との見解が出されたことから、平成25年度は5会場6日間に縮小して実施したために減少したものでございます。

○島堀委員

それでは、続きまして、同じく125ページの国・県支出金の精算返納金についてお尋ねします。これについては昨年度に比べて150万円程度金額が増額されているのですけども、この背景、内容についてお尋ねいたします。

○柏木健康増進課保健指導担当課長

平成24年度補助事業の返納金でございますが、この内訳については、国庫補助事業のがん検診推進事業補助金が140万1,000円、県の補助事業、健康増進事業補助金が36万4,000円でございます。この交付決定の段階で事業全体の額が確定しないため返納金が発生するものでございます。

○畠堀委員

御説明ありがとうございました。

次に、同じく125ページの保健指導費で取り組まれております禁煙相談、それから防煙啓発、防煙出前講座の取り組みが行われておると思いますけれども、この取り組についてお尋ねしたいと、実績についてお尋ねしたいというふうに思います。

○柏木健康増進課保健指導担当課長

それでは、実績でございますが、禁煙相談が平成25年7人、防煙啓発防煙出前講座を 毎年大和中学校1年生に実施しております。

またリーフレットの配布では、小学校 6 年生630人、中学 3 年生625人、高校 3 年生550人、計1,805人に対して防煙のリーフレットを配布しております。

○島堀委員

ちょっと防煙っていう概念が少し私勉強不足でわからないところあるのですけども、 今お尋ねいたしますと、これからの若い方への事前の禁煙の取り組みが非常に多いわけ ですけども、現在喫緊の課題となっています成人病対策等の中で、肥満と禁煙っていう のは大きな対策になっているのですけど、そういった現在吸っておられる方の禁煙の取 り組みというのはこの禁煙相談のみということでよろしいでしょうか。

○柏木健康増進課保健指導担当課長

一応タバコをやめるということが禁煙なのですが、相談を随時受けつけております。 そして委員さんが仰せの防煙の部分で、まず未成年の喫煙開始を防ぐという点に重点を 置いて進めているところでございます。

○畠堀委員

防煙に重点を置いた取り組みということで理解いたしました。

次に、127ページにクーポン券の作成委託料というのが計上されておりますけども、 これについてお尋ねしたいというふうに思います。

○委員長

どういうお尋ねですか。

○畠堀委員

済みません。この中身について、内容についてということでございます。

○柏木健康増進課保健指導担当課長

それでは、主要施策の100ページをお願いたします。

こちらのほうにがん検診の受診率等を掲載しておりますけれど、中ほどから下にア、 国庫補助対象事業の表がございます。この事業の対象者に無料クーポン券を作成し発行 するものでございます。無料クーポン券を利用し受診された方が子宮頸がん、乳がん、 大腸がん合わせて901人おられます。

○畠堀委員

クーポン券の件については了解いたしました。こちらのほうについては同じく主要施策の101ページにございますお得券だとか1,000円の引換券、これとはまた違う事業というふうに認識してよろしいでしょうか。

○柏木健康増進課保健指導担当課長

違うものでございます。国の施策のこのクーポン券のもので、がん検診トリプルお得事業は市の事業でございます。

○委員長

奥河内次長、間違いありませんか。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

済みません、間違いございません。クーポン券は5歳刻みの年齢の方に無料クーポン を発行するという、国の国庫補助事業を利用した事業でございます。トリプルお得は本 市単独の啓発を目的とした事業ということでございます。

○畠堀委員

御説明ありがとうございました。そこで御質問ですけども、トリプルお得事業のほうですけども、主要施策のほうにも掲載いただいておりますけども、お得券の申請者については、先ほど御紹介いただきましたけども570名と、対象者の方が1,738名おられて32.8%の申請率、同じく1,000円割引券については、337名の対象者の方がおられて130名の方が申請をしておられたということで、こちらのほうも大体38%ということなのですけども、この数字の評価についてどのようにお考えでしょうか。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

確かに数字が低いようにも感じます。これは申請をされる段階で申請者の方の数が少ないということで、該当される方はこちらで把握をできますので、個別にはがきで御案内の通知を出したところでございます。出しても数字がこのくらいということでございます。

○島堀委員

個別のフォローまでいただいて、本当に周知いただいているということよくわかりましたけども、それでもこの申込者がいないということは、制度のついてどのように評価されているのかお尋ねしたいと思います。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

1,000円の割引ですから結構大きな助成額というふうには思っておりますけども、制度の周知も含めてまた今後については検討してまいりたいと思っております。

○畠堀委員

御説明ありがとうございました。これまた独自の事業でもございますし、やはりもうちょっと周知というのが必要でなないかと思います。始まったばっかりでございますので、そういた意味でのやっぱり皆さんにがん検診を受けてもらえるっていう、そういった思いをしっかり伝えていただくようにお願いして終わります。どうもありがとうございました。

○笹井委員

では、決算書125ページ健康管理システム改修委託料とその下のサーバー機器借上料も恐らくこの健康管理システムの企業だと思うのですが、これちょっとどういうふうなシステムなんかちょっと詳しく教えてください。

○柏木健康増進課保健指導担当課長

この健康管理システムは住民情報とマッチした健康管理業務全般のシステムでございまして、検診や予防接種等の対象者のリストアップから未受診者の確認、結果の入力、統計処理まで保険事業にかかわるデータを一元化管理するシステムでございます。

○笹井委員

わかりました。じゃあ、ちゅうことは、光市民全部の健康診断の情報がここの入って おって、保健指導の必要な人はこのシステム上によって出力して選ぶことができるとい うことでよろしいのですかね。

○柏木健康増進課保健指導担当課長

市の検診を受けた方のデータは全て入っております。

○笹井委員

わかりました。

では、ちょっと次行きます。事務事業のほうに行きますが283ページ、ちょっとゲートキーパー研修と心の体温計というのがあります。

ちょっとまず心の体温計のほういきましょう。これアクセス数が20万件ですか、ということで多いのであろうなと思うのですけど、これどういうふうな方がどういうふうにアクセスしておるかという、その辺、そういた分析みたいなものはできるのでしょうか。

○柏木健康増進課保健指導担当課長

集計データから当市の利用者数、それから本人モードの年代別、男女別利用者数等の傾向を把握することができます。

○笹井委員

ここのちょっと、私も済みません、この心の体温計で実際使ってみたことがないのですが、例えばこれメンタルヘルスから20万件アクセスしたうち実際相談に何件結びついたとか、そういうふうなデータとかはちょっと出しようがあるのでしょうか。

○柏木健康増進課保健指導担当課長

利用者の約半数の方が光市民なのでございますが、この心の体温計を利用した結果によって相談窓口への紹介はできるのですが、それから結びついたかどうかまでの追跡まではできない状況です。

○笹井委員

わかりました。アクセス数は、結構私としては大きいアクセス数じゃないかと思って評価しておるところです。これは予算書でいうと、どこの決算にどの品目で掲載されているかちょっと教えてもらえますか。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

予算書でいいますと125ページ、それから126ページになります健康増進事業の中に含まれております。127ページの上から6行目に保健事業委託料というのがございます。この中に心の体温計に対する経費が16万円440円含まれております。

○笹井委員

なるほど。わかりました。これ予算と決算の組み方の話になるから御回答いただくこと難しいかもしれませんけど、こういった心の体温計とか上のゲートキーパー研修というのは、これ備考欄に載るレベルの話じゃないのかなとちょっと思うのですが、この辺何でまとまって計上されているのか、何かお考えがありましたらお願いします。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

心の健康対策ということで、ゲートキーパー研修、それから心の体温計というところ に所管としても力を入れているということですが、現状では健康増進事業の中に含めて 計上しております。

○笹井委員

ちょっと組み方の話でまた財政の話になるかと思いますけど、わたしはこういう力を いれておる事業であれば、決算書にも当然費目として出てくるべきじゃないかなとは思 っております。

じゃあちょっと次の質問に参ります。事務事業のほうの285ページ、運動講座(美セラピー)というのと、あと光のあるくロードウオーキングマップというのがあります。これの内容についての説明を求めるとともに、こういうのは民間でもできて行政がやる部分なのかなというのがちょっと疑問に思っているとこなんですが、その行政が行うその理由についてもありましたらお答えください。

○柏木健康増進課保健指導担当課長

まず運動講座(美セラピー)についてです。

この内容につきましては、対象者が20歳から49歳を対象として光市健康増進計画に基づいて健康づくりの3つの源である運動、食事、心の健康について総合的、実践的に学ぶ場を提供して健康づくりの意識向上及び健康づくりに関する習慣を会得してもらうために行っております。

詳しい内容としましては、「楽しくてためになるあなたに合ったストレス解消のお

話」という心の健康講座でありますとか、「時間がなくても簡単でおいしいヘルシー料理をパパっと作ろう」とかいう食の講座でありますとか、「癒しのトータルビューティー、体を整えて元気になろう」という運動の講座、こうした3コース合わせた講座になっております。これは、健康増進計画推進のための事業であり、行政が行うものと考えております。

次に、光のあるくロードウオーキングラリーについてでございます。

この内容は自然とふれあいながらウオーキングが習慣となり健康の保持増進を図るものでございます。西日本編250万歩、東日本編300万歩、北海道編300万歩、紀伊半島・四国編300万歩、九州編250万歩、この各踏破及び日本一周、また地球一周に相当する日本4周踏破者に記念として、踏破認定書及び記念品を贈呈しております。これは地道に自分が毎日歩いた歩数を数えて、1万歩歩むごとにこちらで用意した地図の丸を塗りつぶしていき、その到達したものをこちらのほうで表彰するという形にしています。この事業につきましても、健康増進計画推進のための事業であり、行政が行うものと考えております。

○笹井委員

今の2つの事業も、決算書でいうと先ほどの127ページの保健事業委託料の中に入っておるのですか。それとも別のどこかどこで計上されておるのでしょうか。

○柏木健康増進課保健指導担当課長 健康増進事業の中に入っております。

○笹井委員

健康増進事業の中の保健事業委託料の中に入っておるという理解でよろしいですかね。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

講座をやりますので、講師さんへの報償費でありますとか旅費でありますとか、消耗 品等健康増進事業の中で支出しております。

○笹井委員

わかりました。この辺の健康指導とか健康講座に関してはどこまで行政でやってどこから先は民間に任すか結構グレーな部分だと思っています。事業だとしてやられるのはいいのですけども、やっぱり費目的に、あるいは主要の施策の成果としてきちっと、やるのであればきちんとそういうところを明記してやっていただきたないと思います。

ちょっと美セラピーに関してはどっか主要な施策の成果の中に報告、記載がありますか。私ちょっと見てないような気がするのですが。ないならないでいいですが。

○柏木健康増進課保健指導担当課長

主要施策の102ページに運動のところとか、心の健康講座とか、光すこやか21講座と

して実施しております運動、心の健康のところに掲載しております。

○笹井委員

わかりました。ちょっと幾つかの項目にまたがっているということですね。わかりました。その辺が見てわかりませんでしたし、やるのであればわかるように、成果も含めて記載をしていただきたいと思います。

それではちょっと次に、事務事業の289に参ります。289の一番下、食生活改善推進訪問、114万円ですかね。決算で出ております。ちょっとここのこれの生活改善推進の対象となる対象者の選定方法と、あとこれ具体的に何人の職員の方がこれ担当されておるのか、ちょっと教えてください。

○柏木健康増進課保健指導担当課長

食生活改善推進員の部分の対象者を一般市民ですが、担当する者は職員ではなくて食生活改善推進員73名が食生活改善のための対話訪問とかの活動を行っております。

○笹井委員

市の職員じゃなくてその推進員の人73名ですか。ですからどういう市民の方がこの事業の対象になって、それをどういうふうにリストアップして、ちょっとそれでその73名の方にどうつないでどう指導、訪問するのか、ちょっと一連の流れで教えていただければと思うのですが。

○柏木健康増進課保健指導担当課長

食生活改善推進委員さんは、各地区公民館を拠点に健康教室等を中心に行っているものです。この健康教室は光市が食生活改善推進協議会に委託して実施しておりまして、親子の料理教室であるとかそれから公民館活動の公民館を拠点にした各地区の健康教室、それから学校へ出向いての出前講座等、いろんな形で食生活改善推進員さんが主体となって実施されております。

○笹井委員

わかりました。よく食推さんとか言われている方のことになるわけですね。それは、 だからその事業はこの114万円でやっておられる、ほかあとはボランティア的にやって おられるという理解でよろしいのでしょうか。

○柏木健康増進課保健指導担当課長

そのとおりでございます。

○笹井委員

わかりました。ちょっと私も市の職員さんがやっているのと勘違いしておりました。 理解しました。終わります。

追加質疑

○笹井委員

ちょっと福祉総務の関係でちょっと生活保護飛ばしておりましたので、ちょっとお聞きします。事務事業のほうでいうと251ページに生活保護事務費があります。このうち診療報酬診療明細審査事務があるわけですが、この審査件数はここに数字で七千何件って上がっていますけど、審査によって低減する医療費とかがあると思います。その効果というのは幾らなのでしょうか。

○古迫福祉総務課長

生活保護のレセプトの審査の結果でございますが、3年間で申し上げますと、平成23年度が167万円、平成24年度が303万円、平成25年度が30万円であります。この平成23年度、24年度高額なのは、入院などの高額のケースによるものがあったということでございます。

○笹井委員

わかりました。これ対象は市民ということになるかと思うのですが、例えば光市民であれば東京とか大阪のほうの病院に入院していてもやっぱりレセプトはこちらのほうに回ってくるのでしょうか。

○古迫福祉総務課長

そのとおりでございます。

○笹井委員

これはあと全国的な問題ですけど、生活保護の医療費については本人負担がないということで、本人の支払いによる低減効果というのがなかなかない部分です。特に、大都市の家はそういう方を集めて入院して十分な治療を受けさせずに経営しとるような病院も新聞報道等であると聞いておりますので、そこら辺のやっぱりチェックというのをひとつよろしくお願いしたいというふうに思います。

その下に生活保護適正実施推進業務というのがあります。これちょっと具体的にどういう業務なのかちょっと教えてください。

○古迫福祉総務課長

生活保護の適正化に向けまして、今申し上げましたレセプト管理システムの導入の経費だとか生活保護管理システムの保守料だとか、職員の研修等を実施するものであります。

○笹井委員

わかりました。生活保護の対象者につきましては、先ほど説明があったようにどんどんふえておるところでございます。必要な方には当然そういう制が必要ですが、先ほどの医療費の問題でもやっぱりそういうシステムを悪用する方もやっぱり日本国内にはおられるというふうなことを聞いていますので、それに対して事前のチェック、あるいは対象者についての支給についても、きちんと法の趣旨にのっとったものかどうかという確認のほうひとつよろしく願いいたします。終わります。

- ○副委員長 お答えはいいですか。
- ○笹井委員いいです。

討 論

○土橋委員

反対の立場に討論に参加します。

私は一般会計から国保会計やら介護保険会計への法定外への繰り入れについているいるとお願いをしてまいりましたけれども、今年度中の予算委は計上されておりません。他市におきましては、財政厳しい中で法定外の繰り入れを行っている県内の自治体もあります。払いたくても払えないなど、払えないぐらいに国保税は高くなっております。平成25年度の滞納額の1億2,000万円であり、累積も4億円を超える結果が出ております。国保税を払いやすい金額に少しでも近づけるためのも、来年度には法定外繰り入れを行っていただきますよう強くお願いして、討論とします。

採 決:挙手多数「認定すべきもの」

・・・・・・・・・・・・ 憩・・・・・・・・・・

②追加認定第9号 平成25年度光市介護保険特別会計歳入歳出決算について

説 明:中邑高齢者支援課長 ~別紙

質 疑

○島堀委員

1点御質問します。75ページの備考欄の通所型介護予防事業の中で運動器機能向上等の事業委託料については、前年度と比べて1,400万円程度減額されているわけですけども、この背景について御説明いただけたらと思います。

○中邑高齢者支援課長

25年度の減額分ですが、額的に140万円、約150万円の減額となっております。これはこの事業の委託事業者が平成24年度は5事業者に委託をして事業実施したとこでございますが、25年度はこの受託事業者2事業者しかなく、この事業の参加者が24年度は41名から25年度17名に減少したためのことによる減額でございます。

○畠堀委員

利用者の減少ということに伴ってということで理解いたしました。ありがとうございます。

○笹井委員

主要の施策の285の通所型介護予防事業についてお聞きします。

先ほど説明でも三島温泉ができたことによってそっちのほうの実施が、他地区の分がそっちのほうに移行してきたという説明が確かあったと思いますが、これは恐らく285のイの通所型介護事業のことかなと思います。この285ページを見ますと、光社協とあと株式会社セイカスポーツと2団体が委託になっています。結局三島温泉ってこのうちどれだけやられているかというのがちょっと知りたいのですが、これ内数がわかりますでしょうか。

○中邑高齢者支援課長

委託業務としては、やまとふれあいセンターについては社会福祉協議会に委託をしております。三島温泉健康交流施設での生きがいデイサービスについては、委託業務のほとんどをセイカスポーツさんに委託でございますが、申しわけございませんが内数については今手元に資料を持ち合わせておりませんが、実施曜日としては月曜日と金曜日がやまとふれあいセンターで、火、水、木の3日間が三島温泉健康交流施設で実施をしているところでございます。ただ割合的に、一日当たりの割合的には、約三島温泉健康交流センターが十一、二名平均で、やまとふれあいセンターについては、約その半数平均の利用になっているところでございます。

○笹井委員

わかりました。三島温泉も当然温泉でありますが、なおかつ健康福祉施設でございまして、こういうデイサービスなどの利用が、トータルの数はここでわかりますが、ふえてきておるということで、大変喜ばしいことだと思います。

計 論:なし

採 決:全会一致「認定すべきもの」

3 環境部関係分

- (1)付託事件審查
 - ①追加認定第4号 平成25年度光市一般会計歳入歳出決算について (環境部所管分)

説 明:山根環境政策課長 ~別紙

質 疑:なし

説 明:小田環境事業課長 ~別紙

質 疑

○笹井委員

それでは、環境事業課、ごみの処理について六、七点質問させていただきます。

決算書で言いますと131ページ、スリーアール推進事業、事務事業の方がわかりやすいかな、事務事業で321ページになります。ここに生ごみリサイクル促進業務ということで、これは先ほど説明がありました処理機かダンボールコンポストがこれに当たると思うのですが、件数見ますと223件から149件、昨年が109件と低減傾向にあるわけですが、これの実態、そしてちょっと目標が300になっていますので、今後これは目標に向けて頑張っていくのか、その辺のちょっとお考えをちょっとお聞かせください。

○小田環境事業課長

ただいまの御質問の生ごみリサイクル促進事業の実績低下傾向についてお答えさせて いただきます。

主要施策の成果についての131ページをお開き下さい。この(イ)の家庭用生ごみ処理機購入補助実績ということで推移を載せておりますが、笹井委員の仰せのとおり、毎年補助数が減少しているのが現状でございます。

主な理由としては、ダンボールコンポスト、これについてなかなか伸び悩みの状況でございます。今後も、周知不足もあることから、ごみ減量等推進会議やエコフェスタふるさとまつり等でダンボールのコンポストの見本展示、周知、PRを努めることとし、合わせて電動生ごみ処理機等の促進に努めてまいることとしております。

○笹井委員

私はこの事業取り組み始めたときはこれ意味のあることとして大変家庭でもできるいい取組だなというふうに思っております。今での実はそう思っているのですが、ただ実際取り組んでみますと、いろいろ段ボールコンポストは結構手間かかるとか、あるやり方に寄っては虫が湧いたりとかいうこともあると聞いております。行政の施策として、最初はこういう導入施策として補助金とか特典をつけてやられるのもそれはいいかと思うのですけど、ある程度段階で手を放して後は各家庭の取り組みでというような形に持

っていた方がいいのではないかと思います。低下傾向の中でまたPRとか普及のために力を入れるというのは、最終的に家庭でできることですので、私はどのような考えで取り組むべきじゃないかと、ちょっと提言をさせていただきます。

同じく事務事業の321ページの12番目にごみ処理の有料化の検討という項目があって、 周南3市の協議会数ゼロ、ゼロ、ゼロということです。ゼロ、ゼロ、ゼロならそもそも やってないから項目にならないのではないかと私は思っているのですけれども、このゴ ミ有料化の検討について、今はどのような状況なのでしょうか、教えてください。

○小田環境事業課長

ただいまの御質問のごみ有料化のについてでございますが、ごみの有料化廃棄物減量等推進審議会におきまして、平成20年2月にごみ処理の有料化を進める必要があると答申を得ております。しかし、平成25年3月の審議会の際には、光市としては、答申の趣旨を尊重しごみの排出抑制に努める施策を推進していくこととともに、有料化の導入については引き続き研究協議させていただきたく、導入時期について周南市、下松市の状況を考慮しながら当面保留させていただきたいとの内容での委員の皆様方の承認をいただいている状況でございます。

○笹井委員

ごみの、特に可燃ごみ不燃ごみの処理については、これは光市だけではなくて下松市、あるいはものによっては周南市までかかわってくる話ですので、単独で進める訳にはいかないという状況は理解いたしました。

今現光市はごみもごみ袋の材料代だけで、あとは特に負担なくやっておりますが、これから先他市でもやっているような有料化ということも当然考えていかなければいかないとけないと思いますし、これを何も下準備もなしにいきなりそういうふうにすると混乱しますので、この辺の検討の状況をまた話が進みましたらちょっとまたお伺いしたいと思いますし、御報告よろしくお願しいいたします。

次、事務事業の327ページに参ります。犬猫死体処理業務です。これ先ほどの説明で、 土、日、祝日における死体処理との説明でした。ということは私はよくわからないので すけど、平日はどのように処理をされているのか。そして犬猫の死体処理が初めに見つ けるのは住民の方だと思うのですけれども、そこからどういうふうな流れで処理まで行 きつくのでしょうか。

○小田環境事業課長

ただいまの犬猫投死体処理の件についてお答えさせていただきます。

小動物の休日及び祝日における犬、猫、タヌキ等、市道等の死体、それについては業 者委託で対応させていただいています。当然市民から当直のほうに通報がございます。 通報をもとに業者に依頼するような形をとっております。

平日でございますが、平日については環境事業課の職員が全て対応をしております。 なお、土、日、祝日の大型死体、例えば猪等については、職員が出勤して対応してお ります。

○笹井委員

わかりました。これは土、日に、例えば市道とかに猫、犬等が亡くなっておるときは、 それは市役所に電話して当直が正式に受けつけてくれるのでしょうか。私もちょっと知 り合いの自治会長さんで土、日じゃからちょっと一晩何とか個人宅のガレージで預かっ てもらって週が明けてから連絡したという例も聞いたのですけれども、これはそういう ことをせずとも土日そういうのを発見次第市の当直のほうに連絡したら対応してくれる のでしょうか。

○小田環境事業課長

土、日につきましては、あくまで緊急性を要する場合、仮に猫とかでダンボール入れていられるものであれば、できれば平日月曜に御連絡いただければ対応させていただきたいと思います。もう緊急性を要する場合については、必ず対応はさせていただいております。

○笹井委員

緊急性がある場合とない場合、もうちょっと実際に市民活動なので詳しく聞きたいのですけど、緊急性あるっていうのは、例えば道路の真ん中で亡くなっているとかそういう理解でよろしいですか。

○小田環境事業課長

そういう理解でお願いします。

○笹井委員

わかりました。

それでは次、事務事業のほうの329ページに参ります。329ページ塵芥処理費の土地借 上料27万円というのがあります。これさっき決算でも特に説明なかったかと思うのです けど、これは何でしょうか。

○小田環境事業課長

借上料が何かの御質問にお答えさせていただきます。

旧大和町からの継続ではございますが、えこぱーくの前に後畑不燃物埋立処理場の建設を先にしておりますが、そのときの地元対策の一環として、昭和62年度に岩田、立野、慶見集会所の建設に伴う土地の借上料でございます。

○笹井委員

地元の集会所を建設するための土地を民間から借りて、それのお金を市が民間に払っておると、そういうことでよろしいですか。

○小田環境事業課長

そのとおりでございます。

○笹井委員

わかりました。普通自治会の土地は公有地を無償で借りたり、あるいはその自治会内の土地を、恐らく無償だと思うんですけど、借りて、建物は自治会のほうで建てるというパターンが多いし、普通であればそこに市が借上料を払うということはあり得ないと思うのですけど、これは、後畑不燃物埋立処理場に対する地元対策という理解でよろしいですか。

○小田環境事業課長

そのとおりでございます。

○笹井委員

わかりました。そういう経緯もあったといことで理解いたしました。

次に、事務事業の、331ページに参ります。不法投棄物回収委託業務354万円ですか、 があります。これもちょっとさっき説明がなかったのでお聞きしますが、この不法投棄 物回収の委託の方法はどうなっていますか。そしてこれはどういった場所のどういうも のを回収するのでしょうか。

○小田環境事業課長

不法投棄回収物の委託方法についてお答えさせていただきます。

主要施策の成果について、131ページをお願いいたします。中ほどのまちかど環境美化推進事業、この事業に該当しますが、自然環境の保全を図るため海岸河川や及び幹線道路沿いの駐車場を中心とし、散乱ごみを回収し、月6日間実施しております、回収するごみは可燃ごみやペットボトル、プラスチック類、ビン、カン類等のほか、タイヤ、テレビ、消火器等の不法投棄ごみでございます。

○笹井委員

わかりました。決算書にはまちかど環境美化推進委託料で上がっていますので、ちょっとこの資料のつくり方がよくわかりませんが、できるだけ名前は揃えていただいたら、私どもわかりやすいところでございます。

あと最後ですが、事務事業の343ページ、牛島のし尿処理についてです。これ事務事業で見ますと、牛島地区し尿処理業務及びし尿貯留船及び車庫塗装等維持管理費ということになっております。まず車庫の塗装というのが何なのかということと、それから、これはし尿処理についての支援業務だと思うのですけど、合併浄化槽の清掃も対象にしているのかお聞きします。

○小田環境事業課長

牛島し尿処理委託料及び車庫塗装についてお答えさせていただきます。

牛島に設置していますし尿のくみ取りバキュームがございます。これについての保管場所として車庫を建設しております。塗装についてはその塗装費用となります。また、 し尿の貯留船を設置しておりますので、その塗装等の修繕料でございます。

牛島地区のし尿のこの委託料については、牛島から発生するし尿を一旦貯留船に貯留 し、2カ月に1回深山浄苑へ搬入する処理を行う委託費用でございます。このことから、 合併浄化槽については委託業務対象になっておりません。

○笹井委員

わかりました。そこにし尿くみ取り料金対策の交付、これ380万円ですかね、出ております。これは恐らく牛島とかで普通し尿くみ取りをすると船を使ったりガス代とかで単純に住民に転嫁数と料金が高くなるというためのその低減策のための補助金だと理解しておりますが、それでよろしいのか。そして、その結果牛島地区の方のくみ取り料金が、本土に比べて同じなのか、高いのか、安いのか、その辺把握されているかどうかお答えください。

○小田環境事業課長

今し尿処理の料金対策交付金でございますが、牛島地区についても光地域と同じ料金でございます。委員のおっしゃるとおり、軽減措置の交付金となっています。

○笹井委員

わかりました。牛島は新しい建物のなんかの動きもあるようですが、またこれは今後 のことになりますので、今日はここまでにさせていただきます。

説 明:中本深山浄苑長 ~別紙

質 疑:なし

説 明:松本環境部次長兼下水道課長 ~別紙

質 疑:なし

計 論:なし

採 決:全会一致「認定すべきもの」

②追加認定第7号 平成25年度光市墓園特別会計歳入歳出決算について

説 明:山根環境政策課長 ~別紙

質 疑

○田中委員

墓園管理委託料についてなんですが、平成24年度の決算では369万7,128円ということだったのですけど、この増額になっている理由についてお聞かせください。

○山根環境政策課長

委託業務の内容を増やしたところはございません。増額の理由については、入札の結果によるものだと思っております。

○田中委員

業務内容は変わってなくて入札でということなのですが、この墓園会計については赤字会計なので内容についても効率化を求めていかないといけないので、今後になるのかもしれないのですけど、このあたりをしっかり内容を見ながら取り組んでいただけたらと思います。

討 論:なし

採決:全会一致「認定すべきもの」

③追加認定第8号 平成25年度光市下水道事業特別会計歳入歳出決算について

説 明:松本環境部次長兼下水道課長 ~別紙

質 疑

○笹井委員

それでは、事務事業評価シートの699ページ、決算書は253ページになりますが、水道局への使用料徴収業務委託ということで、ことし3,210万円委託をしております。この委託金額というのはどういうふうにして決まるのでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

委託金額でございますが、水道局と結んでおります下水道使用料徴収事務の委託に関する基本協定書というのがございます。それに基づき金額を決めることになっておりまして、金額については前年度の下水道使用料調定額に基本協定書で定めた率を乗じて得

た額となっております。

○笹井委員

事務事業評価シートの699ページを見ますと、24年度実績、25年度実績で増えて、26年度も予算的には増えておるわけですけど、これは単純に下水道の接続件数、もしくは下水道の流入量が増えているから、それに比例してふえているという考え方でいいのか、それとも協定書の中に増える要因があるんでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

下水道の整備に伴い当然流入料のほうも増えてまいります。まあ協定書で結んだ率も年度ごとに率が決まっておりますので、それにより委託料が変わってまいります。

○笹井委員

下水道の供給戸数が増えるから増えるっていうのは解るのですが、率も毎年毎年協議によって変わるのですか。

○松本環境部次長兼下水道課長

基本協定書により、2年に一度、率が変わるようになっております。

○笹井委員

この事業は下水道課のほうでやっている仕事を水道局のほうで徴収してもらうということで、そこでお金のやり取りが発生するのは仕方がないのですけど、適切な額というのがどこに合わせるべきか私もよくわからなくなっているのです。お互いの会計にそれぞれ適切な額というのを見出して結んでいかなければいけないのかなと思っております。

下水道の使用料の過年度分については、夜間徴収とか特別徴収みたいなのをされたということですけど、水道局のほうに集めてもらう分には過年度分は入ってないという理解でよろしいのでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

委員言われるように、過年度分については下水道課の職員と徴収指導員で、夜間徴収 等において徴収した使用料でございます。

○笹井委員

現年度分は全て水道局に委託し、過年度分は下水道課の範疇でやられていると、そういうことですか。

○松本環境部次長兼下水道課長

そういうことです。

○笹井委員

わかりました。現年度は水道との同時徴収で水道局さんの方にお願いするようになって、支払わない人が格段に少なくなったというふうに聞いておりまして、これはいい成果だと思います。そうは言っても若干過年度分が残るのかなと思いますので、こちらのほうも徴収を引き続きよろしくお願いいたします。

それから、決算書の255ページ、一番下、水洗便所改造資金貸付金利子補給というのがあります。金額は少ないのですけれども、事務事業評価シートを見ますと703ページに水洗便所改造融資斡旋の貸付実行と利子補給に当たると思うのですけれども、水洗便所に改造するのは、私の認識ではこれは個人が全部やらなければいけないことかなと思っているのですけど、融資をしたり利子補給をしたりするのは、どういう方が対象になっているのでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

この水洗便所の融資、また利子補給でございますが、対象といたしましては光市水洗便所改造資金融資斡旋予備利子補給に関する規則というのがございまして、第3条に規定しておりますが、処理区域内の建築物の所有者または改造工事について、当該建築物の所有者の同意を得た使用者の方で融資を受けた改造資金の償還能力を有し、市税を完納していること、また自己資金のみでは改造資金を一時に負担することが困難であること、また処理区域になった日から3年以内行う改良工事であることなどの条件がございます。

○笹井委員

少し良くわからなかったのですけど、区域内であったら誰でもこれが利用できるよう な制度なのでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

区域内の建築物の所有者の方、また融資を受けて資金を返す能力があって市税を完納 していること、また自己資金だけでは改造資金を一時に負担することが困難なこと等々 の条件がございます。

○笹井委員

普通水洗便所化しようとすれば、自己資金でやるか若しくは銀行からのリフォームでローンでも借りて銀行に返すのが普通かなと思っているのですけど、ここに件数2件、又は1件というのは、結局どういう人が実際にやられているのか、まだ少しイメージが湧かないのですけど。

○松本環境部次長兼下水道課長

通常ですと、委員言われるように、銀行などの金融機関から借りられて利息を含めて お返しになるのが普通だろうと思いますが、ここに書いておりますように、市が金融機 関に利子等含めて斡旋をし、その利子を市が補助しようということでございます。

○笹井委員

どうなのですか。この制度はまだ今後とも制度は継続していくのでしょうか。必要性があるのでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

毎年申請件数等は少ないのですけど、下水道の普及を図るにはやはり必要な制度であると考えますので、今後も続けてまいります。

○笹井委員

執行側の回答はわかりました。ただ、私は極めて制度的に件数も少ない制度ですし、 別に市民に幅広くそういう制度が周知されているとは思っておりませんので、ある程度 色々な事業の見直しの中でこういうものを考えていかなければいけないのかなと提言さ せていただきます。

○大樂委員

それでは1つだけ。事業評価シートの701ページの「魚ヶ部」と書いてありますが、「魚ヶ辺」ではないのですか。

○松本環境部次長兼下水道課長

「魚ヶ辺」でございます。

○大樂委員

わかりました。

○西村委員

決算の説明をひととおり伺いまして、実質収支も非常に改善をしてきて、それから下水道料金の収納も21年度から非常に10ポイントぐらい改善をして、会計非常に明るい兆しが見えてまいっていると思います。

また入札のほうもちょっと拝見しましたけども、以前は67%あたりの低い入札率が多かったみたいですが、拝見しますと83%から80%台、99%というところで業者さんも落札をされているみたいで、安定してきているかなと思います。

それで、これ踏まえてちょっとお伺いしたいのですが、主要施策の成果274ページには先ほど説明をいただきましたように、地方債の残高が94億円当たりと。せっかくですからここに利息によって政府資金、それから民間資金はちょっと少ないみたいですけど、政府資金を借りて5%、6%台というのは少ないですが、5%台、それから5%未満というところちょっとこれは財政と融資ですかね。そういった生命保険の簡保の関係を借りていますが、なかなかこの政府資金っていうのはお返ししますよと言っても困ります

よって言われると思うのですが、一般会計等いわゆる埋蔵金的なものが市の会計にもあるように見受けられますが、そのようなものを借りてこういうものを返せるんであれば返すという考え方はないのかなというのをお伺いしたいと思います。

○亀井環境部長

この件につきましては、以前にも西村委員から確か財政所管に対する御質問もいただいたことがあったと思う。御存じのとおり、償還金免除のそういう繰上償還の枠を国のほうでもときどき用意をされて、そういう配分を受けて、市でも繰上償還定理の支払いの借りかえをしてきたことはございます。やはり今御指摘のように、国の財等のほうでも一定程度収入を見込んでおりますことから、なかなかそういったことを財政のほうに限らず公営企業会計を預かるものとしてもそういった県や全国組織の団体を通じて要望はさしていただいておりますが、なかなかその枠が最近ではいただけない状況にございますが、引き続きそういう努力はしてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○西村委員

了解しました。引き続きそういう機会をとらまえて、早く返せるものであれば返して いただきたいと思います。

討 論:なし

採 決:全会一致「認定すべきもの」

4 建設部関係分

- (1) 付託事件審查
- ① 追加認定第4号 平成25年度光市一般会計歳入歳出決算について(建設部所管分)

説 明:田村道路河川課長 ~別紙

質 疑

○笹井委員

それでは、まず土木総務費から、165ページからお尋ねをいたします。

土木総務事務費の中に、団体の負担金が幾つか並んでいます。国道整備促進期成同盟 負担金1万5,000円、中国国道協会負担金6万円、日本道路協会負担金3万円、ほかに もちょっと似たような団体の名前ありますが、こういう何か同じような名前の団体に、 これはきちんとそれぞれ負担しなければならないのでしょうか。

○大山監理課長

この負担金でございますが、その内容は団体によって取り扱うものが幾分変わってまいります。また、入会が会則等で必須になっているものと、また任意になっているようなものもございまして、それぞれの団体の特色に応じて負担してまいりたいと考えております。

○笹井委員

今加入が必須になっているものと、そうじゃないものがあると言いました。では、どれが必須になっていて、どれが任意なのかちょっと教えてください。

○大山監理課長

必須になっておりますものが、山口県土木協会負担金、中国国道協会負担金、日本道 路協会負担金でございます。

○笹井委員

このような団体に加入しない場合、もしくは抜けた場合に、何か事業的なデメリット みたいなものが発生するのでしょうか。

○大山監理課長

その点につきましては、これまでのメリットとか今後の事業に対してどのように活用できるかということを総合的に判断いたしまして、取り組んでまいりたいと考えております。

○笹井委員

今回の決算委員会には、事務事業評価結果が添付されておりまして、それの481ペー

ジ、482ページにも今の分の記載があるわけです。これを見ますと、これの評価について最終評価者の意見でも、「負担金については見直しが必要な業務もあるが、事務事業の方向は課長の意見のとおりである。」ということで、見直しについてもちょっと言及されておることは、私は大変すばらしいことであると考えております。

こういう団体負担金というのは、結構上部のほうの国や県からなんか半分強制的みたいに言われるのですけど、やっぱりそれはお金を払う側としては、きちんと内容を審議して、もう光市にとって必要ないものは必要ないという態度が必要であると思いますし、時々何か加入が条件になって、事業の進捗が左右するようなことをもし上部のほうが言ってくれば、それはそれで問題として追求すべきような内容だと思っていますので、この事業評価でまた検討、見直しという言葉も入っておりますので、そちらのほうの御検討を期待いたします。終わります。

○大田委員

確認したいのですが、土地開発公社の推進事業でこのたび10億4,000万円ですか、支出されていますね。これ土地開発公社の解体において精算するためと書いてあるのですが、これでもう精算完了ということで解釈してよろしいのでしょうか。

○大山監理課長

土地開発公社の業務の一部廃止が完了ということでございます。

○大田委員

はい、了解しました。

○島堀委員

済いません。御説明いただきましてありがとうございます。説明を聞く中で、ちょっと新たに質問といいますか、疑問を、質問をしてみたいというふうに思いますが、167ページの道路維持管理事業の中で、側溝蓋製作並びに設置等の委託料というのが掲げられておりますけども、このあたりについては計画的に市内の溝蓋等の更新もやっていただいていると思いますけども、25年度の側溝蓋の製作と設置の実績について教えていただけたらと思います。

○田村道路河川課長

側溝蓋の製作と設置につきまして25年度の実績でございますが、製作を1,510枚、それから、設置を1,124枚しております。

○畠堀委員

市民の皆さんからいろんなニーズが高いっていいますか、困っている方は困っている と思いますので、今後も計画的にお願いしておきたいと思います。

○笹井委員

今度ちょっと港湾費についてお聞きします。

169ページになりますが、港湾費の中も、これもいろんな団体の負担金があります。 港湾都市協議会、周南清港会、あとなんかネットワークとかポートセールスとかありま す。これらについてもこの負担しなければいけないのか。

あと、先ほどの質問とかぶりますけれども、これは必須なのか、それとも任意なのか、 それについてもわかれば教えてください。

○大山監理課長

これにつきましても、事務事業評価で評価Bをつけておるところにつきましては、必須ではございません。またAをつけているところは、必須と考えていただきたいと思います。負担しなければならないということでございます。

○笹井委員

これも一つ一つ詰めていきたいとこですけど、ちょっと私も聞き慣れない団体がありますのでお聞きします。周南清港会ってどういう団体なのですか。

○大山監理課長

周南清港会でございますが、主な仕事としましては、清掃船「太華」によります漂流物やごみの除去、また釣り人等へのごみの投げ捨て防止や持ち帰りの呼びかけ等の啓蒙宣伝活動を実施しておりまして、徳山・下松港区域の環境美化や航行船舶の安全を図るために重要な仕事を担っていただく社団法人でございます。

○笹井委員

なるほど、清掃船ですか。それなら負担も必要かなと思いますが、その清掃船が光市 海域に来ることもあるわけですか。

○大山監理課長

もちろんございます。

○笹井委員

はい、わかりました。ほかの団体もいろいろ聞いてみたいとこですけど、またこれは 個別に聞かさせていただきます。質問を終わります。

説 明:玉木都市政策課長 ~別紙

質疑

○大樂委員

79ページをお願いします。そこに住居表示という、最初に言われたとこなんですが、

これは見回りでそういった破損箇所とか見つけられるのですか。それとも、通報とかそういったので発見されるのですかね。その辺も。

再度言います。79ページの住居表示の件をお尋ねします。これは、破損された表示板があると思うのですが、これは見回り方式で見るのか、それとも通報でやられるのでしょうか。どちらかをお答えください。

○玉木都市政策課長

見回り等で発見した破損個所を修理する場合と、通報による場合との両方がございます。

○大樂委員

なかなか通報とか見回り難しいでしょうからね、一回どこかルートを通されまして、 もっと言えばこれは光市連合自治会なのですが、そういった1回声をかけてもらえば、 全部の自治会一応声かかりますので、そういったとこのルートもお考えになったらいい かなと思います。これは要望です。

説 明:酒谷公園緑地課長 ~別紙

質 疑:なし

○田中委員

済いません、1点お聞きしたいと思います。173ページの公園緑地の維持管理事業についてなんですが、先ほど丁寧な説明をいただいたのですが、これ予算書と見ると、項目が若干なくなっているものもあって、みたらい公園の管理委託とか、項目がなくなっている部分があるのと、あと西部に北部が追加されていたりというところで、これがどういったふうに変わったのかというところをお聞かせいただければと思います。

○酒谷公園緑地課長

これまで実施していた委託事業の見直しをかけまして、みたらい公園管理委託料については作業の効率性とかを見据えて公園緑地(南部)管理委託料に統合しております。

○田中委員

今南部というお話があったのですが、これ市のほうは東西南北っていうエリア分けを 行っているわけなのですが、今後こういう大きいくくりの中で東西南北に分けて作業を まとめていくという考え方でよろしいですか。

○酒谷公園緑地課長

総合計画にもありますように、市内を南部、東部、北部、西部に分けておりますが、

今後はこういう形で実施したいと考えております。

○田中委員

済いません。ちょっともう一つ突っ込んで見るのですが、これ東西南北で言うと、この決算書見ると、そしたら東部が抜けておって、これはどういったことで抜けておるのでしょうか。

○酒谷公園緑地課長

東部は公園緑地管理委託料に含まれております。

○田中委員

平成24年の決算を見ると、東部が出ているのですね。なので、ちょっと今、作業内容を変えているところなので、そのあたりをちょっと精査していただいて、ちょっと明確にしていただけたらと思います。

この作業内容自体は、金額は入札なのでアップダウンが予算に対してもあるのですが、 そのあたりで作業がどこかがなくなったっていうことは、内容自体は前年度と同じよう に行ったという認識でよろしいですか。

○酒谷公園緑地課長

そういう認識で結構です。

○田中委員

はい、了解しました。

○笹井委員

それでは、まず決算書の115ページ、児童遊園地管理事業についてお尋ねします。

115ページですね。それで、これも事務事業のほうで見たほうがわかりやすいのですが、事務事業の237ページに、児童遊園地撤去業務、こっち33万9,000円ほど上げられております。9件撤去したということですが、この撤去の基準はどういうふうな基準で撤去するのでしょうか。

あと9カ所撤去したということですけど、これも個別の公園の名前がわかれば教えてください。

○酒谷公園緑地課長

児童遊園地の遊具につきましては、毎年公園維持管理作業班による点検を2回行うと ともに、2年に一回専門業者による点検を行っております。

点検によりAからDランクまで分けております。このうち、重要部の修繕が必要となるCランク、また使用が困難と判定されるDランクとされた遊具において、修繕可能なものは修繕し、撤去しなければならないものは自治会と相談しながら行っております。

撤去箇所なのですけども、平成25年度は9カ所撤去しておりますが、内訳としまして ジャングルジムが4カ所、これは北町とふたば、新岩狩、領家台の児童遊園地、それか ら三連ブランコが2カ所、これは西ケ迫、新宮の児童遊園地、鉄棒が1カ所、これは亀 山児童遊園地、それから滑り台が1カ所、これは宮河内児童遊園地、シーソー1カ所、 これは伊保木児童遊園地でございます。

○笹井委員

はい、わかりました。これらの撤去については、全て所管する自治会と了解がついて おると、こういう理解でよろしいですか。

○酒谷公園緑地課長

そういうことで結構です。

○笹井委員

はい、わかりました。少子高齢化が進んで、子供がどんどん少なくなっていく中で、 やっぱり昔の旧自治会単位の児童公園というのは、なかなか使い手が少なくなったし、 管理のほうも難しくなってきておると思います。老朽化したところ、あるいは維持管理 がなかなかなされてないところは、こういうふうに撤去しつつ、なおかつその地域、広 域エリア的にきちんとしたところを残して、子供たちが使えるような対応をできればと 考えます。

ちょっとついでに聞くのですけど、同じく、同じページに原材料支給業務というのがあるのですが、これは何を支給するのでしょうか。

○酒谷公園緑地課長

これは、公園内のブランコの下などでくぼ地ができたところにまさ土を搬入するとい うものでございます。

○笹井委員

はい、わかりました。では、ちょっと次にまいります。

今度は公園緑地費で、決算書上175ページですが、これもちょっと事務事業のほうがわかりやすいので、521ページでちょっと聞いてみたいと思います。事務事業の521ページの中に、花壇コンクール373万円というのがあるのですね。決算書のほうを見ると、花壇コンクールの苗の配布が61万と、あとコンクール報奨金が35万で、とても300万円まで届かないのですけれども、この花壇コンクール373万円というのは、この内訳はどういうふうになっとるのでしょうか。

○酒谷公園緑地課長

花壇コンクール関係事業費の主なものとしまして、花壇コンクール参加団体への報奨 金35万7,000円、それから、花壇に植えていただく花苗268万1,000円、それから、苗を 配布するための委託料61万3,000円、そのほか消耗品や印刷製本費等が8万5,000円でご ざいます。

○笹井委員

わかりました。だから、175ページにあるとこの花壇コンクール苗配布委託料61万っていうのは、これは委託の作業料で、これとは別に花の苗が260万円入っておるということですか。その260万円というのは、決算書のどこの費目に入っておるのでしょうか。

○酒谷公園緑地課長

緑化用資材費等346万1,703円入っております。

○笹井委員

はい、わかりました。緑化用資材費の中に、だからコンクール用の苗が261万円入っておって、結局花壇コンクール自体で370万円ほど使っておるということと理解いたしました。

ちょっとそうすると、花壇コンクールだけで370万というのは、ちょっと私は金額的に多過ぎるのではないかなという感じをしています。ちょっと花壇コンクールは、結局何カ所、緑化されるのは結局何カ所、どれぐらいの場所がこれによって緑化されることになるのでしょうか。

○酒谷公園緑地課長

参加団体が75団体ございました。

○笹井委員

わかりました。75団体ということで、それは75カ所、それ以上あるのかもしれませんけど、それから、ちょっとコンクール形式でやるのがいいのか、それとももうコンクールじゃなくて、場所を決めてお願いするのがいいのか、ちょっとその辺やり方が、私はこれちょっと検討する余地があるのじゃないかと思います。

ちょっと今それ以上手持ちの材料がありませんので、この辺ちょっとよく勉強して、 また再度提言をさせていただきます。

同じページにあります日本さくらの会負担金でございますが、これは負担しなければならないのでしょうか。

○酒谷公園緑地課長

日本さくらの会は、全国の公園、それから道路沿線、公共施設などに植樹する桜の配布事業や桜の保存、育成事業、普及活動を展開しています。島田川沿いの桜を初め、市内には多くの桜が植えられておりますので、桜の管理に関する情報の提供が受けられるとともに、桜の木の配布を受けられることは、本市にとっては大きなメリットがあると考えております。

○笹井委員

わかりました。それなりの効果があるというのは理解いたしました。

ただ、光市の市の花木は梅でございますが、こういう形で日本梅の会みたいなものはないのでしょうか。

○酒谷公園緑地課長

日本梅の会というのは、今のところございません。

○笹井委員

はい、わかりました。終わります。

説 明:大冨建築住宅課長 ~別紙

質 疑

○畠堀委員

1点だけ御質問させていただきます。先ほど住宅管理関係で、徴収事務事業ということで収納率の御紹介、御報告いただきましたけども、25年度の実績として、入居者の入居条件等の変更によりまして、住みかえなどそういったものが発生しているのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○大冨建築住宅課長

25年度におきましては、疾病等で身体に不調を抱えられて生活に困難ということで、 1件下の階へ住みかえをされた方がございます。

○畠堀委員

そういったもの、入居者の条件の変更等については、何か定期的に調査とか、そういったものは何かされているのでしょうか。

○大冨建築住宅課長

御本人からの申し出ということになっております。

○畠堀委員

はい、御説明ありがとうございました。

○大樂委員

それでは、177ページの高架水槽についてお尋ねします。

先ほど説明では、領家台とか何カ所かあったと思うのですが、これは清掃とか含めて の維持管理だと思いますが、直圧には難しいのでしょうか。

○大冨建築住宅課長

高架水槽の除去につきましては、施設が老朽化している可能性がございますので、直接つなぐというよりは、高架水槽を通したほうが中の配水管まで考えなくてもいいということで、高架水槽がある住宅につきましては、高架水槽は残した状態で工事をいたしております。

○大樂委員

事情はよくわかりました。圧力の関係だと思うのですけどね、何カ所ぐらい今維持、 残っておるのですか。

○大冨建築住宅課長

高架水槽がある住宅については、全て直圧をしており、箇所数は5カ所でございます。

○大樂委員

はい、よくわかりました。

討 論:なし

採 決:全会一致「認定すべきもの」

5 経済部関係

- (1) 付託事件審査
- ① 追加認定第4号 平成25年度光市一般会計歳入歳出決算について(経済部所管分)

説 明:杉岡商工観光課長 ~別紙

質 疑

○畠堀委員

それでは、5点ほど御質問させていただきます。

まず初めに、159ページにあります商工団体助成事業ですけども、その中の光零細企業相談所補助金ということで、前年度でなかった金額だと思いますが、これの内容と実績について御説明いただけたらと思います。

○杉岡商工観光課長

24年度にはありませんでしたが、25年度に8万1,000円の補助を出しております。今まで継続的に補助金を執行しておりましたが、24年度につきましては、その団体のほうから、24年度については申請をしないということで執行がありませんでした。

それで、内容でございますが、この団体に加入されておる組合員さん等の確定申告の ときの記帳指導や経営改善の相談などをされておられます。

○畠堀委員

わかりました。

じゃ、続きまして、同じく159ページの商工業振興費の中のソフトパークの整備事業ですけども、これについては、前年度に比べて250万円程度減少されておりますけれども、これの実績についてお尋ねしたいと思います。

○杉岡商工観光課長

24年度からの減額というお話ですが、24年度につきましては、ソフトパーク企業立地 奨励金並びに雇用奨励金がありましたが、25年度につきましては、その該当がないとい うことで減額となっております。

○島堀委員

ありがとうございます。

続きまして、161ページの中小企業金融対策預託金について御質問いたします。

先ほど3つの銀行への委託金ということで説明をいただきましたけども、この預託金の額についても、24年度に比べて600万円程度減少しております。25年度の実績、件数なり金額等の実績について御紹介いただけたらと思います。

○杉岡商工観光課長

預託金の状況ということでお尋ねと思います。こちらにつきましては、中小企業者の運転資金や設備投資に係る借入金の融通を図るために預託するものでございますが、実績につきましては、主要施策の成果の155ページの中ほどでございますが、中小企業等金融対策事業の(ア)光市制度融資の状況の25年度欄、小口融資につきましては31件、それと不況対策特別融資につきまして10件、合わせて41件の実績で、預託金が2億4,840万円ということになっております。

○畠堀委員

御説明ありがとうございました。件数が、1件当たりの融資額が変動してきている、減ってきているということで考えてよろしいでしょうか。

○杉岡商工観光課長

上限が1,000万円ということで、借り入れの希望額が1,000万円に足らない場合は少なくなりますので、その辺の差であろうと考えております。

○畠堀委員

ありがとうございました。

続きまして、163ページにあります観光費の中の梅まつりの実施体制強化事業交付金ということで、梅まつりについては、これまでも交付してきたわけですけども、今年度、特に増額もされております。この事業の内容について、いま一度御説明いただけたらと思います。

○杉岡商工観光課長

梅まつりの交付金事業でございますが、これは2月から3月にかけまして、冠山総合 公園の梅の里周辺で実施しております。

内容的には、実際的に警備委託業務、それと駐車場管理、案内書の設置、案内看板等の設置、撤去、それとシャトルバス等の借り上げもしておりますし、その間につきましては、いろんなイベントを土日ではございますが、実施しているところでございます。

○畠堀委員

一応実施体制の強化ということなのですけど、今の御説明の内容は、実際その強化の 具体策ということでよろしいのでしょうか。

○杉岡商工観光課長

失礼しました。今まででありますと、市のほうから直接業務のほうを委託等をしておりましたが、このたびから、25年度から梅まつり運営協議会のほうに一本化させてもらって、実施したということでございます。

○畠堀委員

ありがとうございます。

最後になりますけども、主要施策の成果の153ページに記載しておりますけども、周南地域地場産業振興センター事業運営負担金の金額について、先ほどの御説明の中にもありましたけども、これについては負担金として460万7,000円の負担金とあわせて、中小企業等の総合支援事業負担金ということで23万2,000円ほど負担されておると。この金額の決定方法について、算出方法について御質問したいというふうに思います。

○杉岡商工観光課長

運営費に関する負担金でございますが、主に、施設の運営する上での人件費並びに施設管理費となり、総合支援事業費の負担金につきましては、主要施策の成果の説明欄にもございますが、周南サポート事業や周南ものづくり事業に対する支援事業の負担金となります。

算出方法でございますが、管理費並びに支援事業費とも、かかった事業費に対する2分の1を周南市がまず負担します。残りの2分の1につきまして、周南市を含めた3市1町が建設当時に決定しました負担割合で負担金を算出ということで、ちなみに、光市につきましては13.22%が負担率となっているところでございます。

○島堀委員

そうしますと、いろんな事業、支援事業負担金につきましては、記載にもありますように、周南サポート事業とか周南ものづくりブランドの推進ということで、いろんな事業を推進していく上で負担されているわけですけども、こういったもの、事業がふえていくと、こちらのほうはどんどん金額が変わっていくということになるのでしょうか。

○杉岡商工観光課長

事業費が、今までは全体事業費350万円で変わっておりませんでしたが、例えば26年度のように、サポート事業の中に問題解決枠という新しい事業により事業費が増加されますと増えていくことになります。

○畠堀委員

理解することができました。ありがとうございます。

○田中委員

済みません。1点だけお聞きしたいと思います。

137ページの緊急雇用創出事業の第6次産業化促進支援事業委託料についてなんですが、これ、25年の3月に補正予算で出てきていまして、その金額が出ていまして、553万6,000円あって、それを単純に、これが26年度までの継続事業なので、割って、この25年の分だけに当てはめると、少し金額が少ないような気がするのですが、そのあたりの説明をお願いいたします。

○杉岡商工観光課長

6次産業化支援事業の25年度が若干少ないのではないかというお話なのですが、こちらの事業につきましては、25年度、26年度の継続事業になります。当初の計画では、7月から2名の雇用ということになっておりましたが、1名が8月からの雇用になりましたので、若干少な目になっているということでございます。

○田中委員

了解しました。ありがとうございます。

○笹井委員

全部で七、八点ありますが、1点ずつ問うていきたいと思います。

最初は、決算書137ページ、労働費についてです。137ページの一番上、中小企業勤労者小口資金の、これは預託の額ですけど、50万円あります。あと、その下に離職者緊急対策資金の預託資金の59万円かな、これは、あります。事務事業評価のほうの347ページにも同様の記載があるのですが、ちょっと実際にどれだけの方が利用されているのかというのが主要な施策の成果でちょっと見受けられませんので、その利用者の状況について教えてください。

○杉岡商工観光課長

利用者の状況ということですが、中小企業勤労者小口融資資金の預託につきましては、これは25年度からでございますが、1件ほど新預託をしたという状況でございます。

次の離職者緊急対策資金預託金でございますが、昨年以前から預託をしている方が1件、新たにふえた方が1件ということで、計2件になっております。

○笹井委員

わかりました。今回、事務事業、私ら見るのは初めてなのですけど、何か347ページ 見ると成果を記載する欄があるけど、何か空欄になっていますので、その辺がわかれば、 ちょっと私どももわかりやすかったかなと思います。

それから次、決算書でいうとこの、同じ137ページ、勤労者福祉事業補助金190万円です。これは主要な施策のほうを見ますと、光地区労働者福祉協議会に180万円、周南若者サポートステーションに対して10万円ですか、ということは、そこまではわかるのですが、結局何をされているのかというのがちょっと、今いただいた資料だけではわかりませんので、内容について、そしてその内容の評価についてどうするのか、お答えください。

○杉岡商工観光課長

労働者福祉事業につきましては、1つ目が勤労者福祉協議会補助金でございますが、 これは労働者の資質の向上と福利厚生並びに雇用環境の改善を図るためのものでござい ます。内容的には、労働者福祉セミナー等の研修会への参加の補助、チャリティー事業 ほか、また、会員交流事業の実施に対する事業費の一部助成をしているところでございますが、おおむねそういった会員との交流等、成果はあるというふうに考えております。 以上でございます。

済みません、もう一つ、ありましたね。失礼しました。

○笹井委員

その辺はどうなのですか。主要な施策の成果には、光地区労働者福祉協議会に180万円支出しましたで済んどるのですけれども、これは主要な施策の成果でなくて、単なる支出状況だと思いまして、私は、成果という以上は180万円支出しまして、何と、何と、何をやりましたぐらいが要るのではないかなと思います。それがわからないから今、質問したわけでございます。

事務事業で、349ページ、同じページの中に若者自立支援ネットワーク事業補助金、これ10万円ですかね。これが周南若者サポートステーションに対して同じことなのか、そして、これについても、これによって利用者とか自立者の数はわからないものなのでしょうか。

○杉岡商工観光課長

お聞きになられた若者自立支援ネットワーク事業補助金というのは、周南サポートステーションに対する補助金でございます。

実績ということでございますが、20年にこの若者周南サポートステーションが設置されております。これまで6年間の事業でございますが、光市民の方118名が登録をされており、うち86名、約72.9%でございますが、就職や職業訓練等の進路決定がなされているところでございます。

○笹井委員

わかりました。86人の方が就職に結びつかれておるということで、これは意味のある 事業かなと思います。ただ、事務事業のほうにも、これも結果論があるのに何かそこが、 そこはわかるのか、こっちのほうはわかるのか。わかりました。

では、次に参ります。済みません。同じく決算の137ページ、緊急雇用対策事業で、ちょっとここに当たると思うのですけど、YIC委託事業があるかと思うのですが、YICのほうの雇用支援の事業の受講者数と、それから、そのうち就職に結びついた数をちょっと教えていただきたいのですが。

○杉岡商工観光課長

離職者再就職支援事業でございますが、先ほどもちょっと説明で申し上げましたが、24年からの継続事業が1件と、25年度の新規事業ということになります。トータル的なお話を申し上げますと、24年から始めた事業につきましては、32名のうち30名の方の再就職がかなっております。それと、新規事業につきましては、23名の方を雇用しまして、自己都合で3名ほど離職、退職されましたので、20名となりますが、全員の方の再就職

がかなっております。

○笹井委員

わかりました。数字的には、希望は全員ですけど、ある程度人数が就職に結びついて おるということは確認いたしました。

それでは次に、ちょっと飛びまして、決算書の159ページに参ります。下のほうに、にぎわい創出事業で、光まつり交付金420万円でございます。主要な施策の成果のほうの460ページ見ますと、平成25年度から事務局を市から商工会議所に移すなど、地域が中心となってイベントを開催し、と、商工業の振興に寄与するものとなり、ということでございます。私もこの動きは提案もしましたし、評価もしているわけですけど、具体的に、25年度から事務局がかわりまして、実施体制もちょっと変わりまして、どういうふうに変わったのか、成果が出たのか、その辺、ちょっと御説明をお願いいたします。

○杉岡商工観光課長

光まつりの運営につきましては、従前より商工会議所青年部の全面的な協力を得ることで、ステージイベントなどにおきまして若者ならではの、また、役所では思いつかない柔軟な発想を取り入れるほか、料飲組合による飲食コーナーの提供、さらには、会員事業所による物販コーナーの充実など、事務局を商工会議所が持つことで意見集約の充実、準備の効率化、迅速化が図れたと感じております。また、警察や消防への申請手続等は、市が得意とする分野につきましては引き続き市で行うなど、それぞれの得意分野を活用した協働事業として取り組めたと考えております。

○笹井委員

わかりました。私も、ことしの光まつりにちょっと一責任者として参加しましたけれども、商工会議所青年部の方がステージ企画、パレード企画を主体的に運営されておったり、また、料飲組合の地元のしょうゆ焼きそばコーナーなど大盛況でありまして、光まつり、あと、チェンソーアートや、いろんなステージ出演者など魅力的な企画は多々あってと思います。雨の中、すごいお客さんがおったと思いまして、大変すばらしい祭りに変わってきたなと思っています。

ちなみに、ことしの参加者数ももう数字は出とると思うのですが、何人だったのでしょうか。

○杉岡商工観光課長

ちょっと雨により若干少な目ではありますが、昨年が2万6,000人で、ことし2万1,000人と聞いております。

○笹井委員

わかりました。

次に、じゃ、事務事業評価の461ページに、コミュニティー交通事業がございます。

これで見ますと、結果的に1件ということなのですが、ほかの地区からの応募や相談、 今のところないのか。そしてまた、その1件でも乗車人員がちょっとこれ、この資料だ けではわかりませんので、乗車人員についてちょっと教えてください。

○杉岡商工観光課長

伊保木地区で実施していますコミュニティー交通事業の、利用状況でございますが、25年度につきましては、運行が127回、利用者345人、1回の利用者が2.72人でございます。

○笹井委員

わかりました。何分、交通の不便なところで、地元で主体的に取り組んでおる事業で ございますので、本当こういった事業が共創、協働の観点により実施されることを望み ます。

あと、それから、決算書でいうと161ページの事業所設置促進事業、これ4,260万円ですか、金額がいつも多いのですが、これ結局どこの事業所が対応されているのかってい うのが資料を見てもわからないのですが、結局どういう事業所なのでしょうか。

○杉岡商工観光課長

一事業所で、業種につきましては、委員も御存じとは思いますが、事業所設置奨励条例の中に分類表がございまして、製造業の1社ということになります。

○笹井委員

わかりました。先ほども新規事業チャレンジ支援補助金だったですかね、のについては、きちんとこちらの委員会のほうで報告があったかと思いますし、やっぱりこれだけの公金を出しとるとこですから、やっぱり決算上、事業所の、どこの事業所、何をしたのかというのは説明があってしかるべきであると思います。

最後ですが、サマーイベント実行委員会ですか、決算書の163ページに当たりますが、 サマーイベント実行委員会に、これ25万円ですか、出ております。これは、この実行委 員会どういうふうに開かれているのでしょうか。そして、これは今のところ、サンド アートのみの対象となっておるという理解でよろしいのでしょうか。

○杉岡商工観光課長

こちらのサマーイベント実行委員会でございますが、この実行委員会には市が参加を しておりませんので、回数等は把握できておりません。実質的にサマーイベント実行委 員会では、サンドアートー本ということで理解していただければと思います。

○笹井委員

わかりました。過去には、これ室積でもいろいろ映画上映とか、海浜イベントなんかをやっとったとき、過去の事業が対象になったと思いますが、ちょっといろんな地元の

事情で今、取りやめになっておりますので、結果的にサンドアート一本になっとるのかなと思います。ただ、今までいろんな海浜イベント見ますと、ビーチバレーをやったりとか、いろんな新しいニュースポーツなんかを取り組んでいるところもありますし、もし、今後そういうところが出ましたら、それ等も含めて柔軟に対応していただければと思います。

説 明:國本農業委員会事務局長 ~別紙

質 疑:なし

説 明:末岡農業耕地課長 ~別紙

・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

質 疑

○笹井委員

それでは、2点ほどお願いいたします。

決算書の141ページでございますが、下から六、七行目に、需要対応型産地育成事業862万円ですか、あります。先ほどの説明で、補助事業であるということ、あと、大豆、麦、アスパラガスが今回、対象になっておるということは説明でわかりましたが、これは結局どういう業種を対象にするのかというのは、これはどうやって決まるんでしょうか。

○末岡農業耕地課長

対象というのは、補助する相手方だろうと思うのですが、これは継続的な生産活動が 行われることが重要なことでございます。本事業の対象は継続的に転作作物の経営がで きるということで、農事組合法人や農業協同組合を対象としております。

○笹井委員

光市の農業政策として、こういう作物を振興させるというとこあって、そこに対応したとこが当たるという、そういうことなのか。それとも農事組合側のほうから協議や申請があって、それを認めるという形、どちらのほうに決定権があるのでしょうか。

○末岡農業耕地課長

需要対応型でございます。これは県が定めた事業でございまして、県の採択によって、 市分を一緒に交付するということにしております。でありますので、団体からではなく、 行政側からということになります。

○笹井委員

わかりました。これ半分以上、県費が入っておるようでございまして、その段階で決定されているというのは理解いたしました。

次、決算書145ページ、参ります。145ページ中段、光市土地改良区合同事務所事務費補助金がありまして、先ほどの説明で、千田郷と大和土地改良区に対しての補助だということでございました。これ、土地改良区にこれは補助するのが、これがもうルールなのか、補助する根拠をちょっと教えてください。

○末岡農業耕地課長

土地改良区合同事務所への補助でございますが、土地改良区というものは県営事業を行う場合の窓口になります。ですから、県営の圃場整備や暗渠排水を行うわけですが、この場合の窓口でありまして、地元の方と行政との調整などを行う、また、その整備が行われた後には、施設の維持管理の支援も行います。事業参加者の農家から負担金の徴収や借入金の償還事務等も行っており、農家の皆さんの事務負担を軽減することに大きく寄与しておりますことから、補助金を交付するものでございます。

○笹井委員

わかりました。歴代の支出額、決算額を見てきましても、過去に比べると数字が落ちてきておりますが、ただ、これがちょっと今後どうなるのか、ちょっとまた興味を持って見ていきたいと思います。

説 明:藤井水産林業課長 ~別紙

質疑

○笹井委員

それでは、2点ほど。

林業費、151ページですかね、決算。151ページの中段に、どんぐりの森整備事業36万円ですか、ございます。事務事業のほうを見ますと、415ページになりますが、ここにもどんぐりの森づくりと、あと、どんぐり・まつぼっくり教室というのがあります。まず、これ、今どういうことを行っているのか、ちょっと教えてください。

○藤井水産林業課長

どんぐり・まつぼっくり教室でのお尋ねでございます。自然敬愛推進事業の一つとしまして、平成19年度から実施しております。

内容的には、光市が自然敬愛都市宣言を行って、ふるさとの豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ、そういった大切さを体験学習できる場として、市内の小学校以下の児童や園児とその家族を対象にしまして、どんぐりや松の種を参加者みずからがまいて育てたり、あるいは山にある材料を使った工作や、冠山総合公園内のオートキャンプ場横にございます約0.3haの斜面にどんぐりの苗を毎年植樹して、どんぐりの森をつくることを、光大和森林組合、それから光市林業研究会と連携して行っているところでございます。

事務事業の事業費としましては、そのために必要などんぐりの森の山の保育のための下刈りや草刈りの維持管理費用として37万円と、そのイベント開催のための消耗品等の1万6,000円となっております。

○笹井委員

今の説明ですと、どんぐり・まつぼっくり教室を開くために、どんぐりの森をつくっとるというふうな、ちょっとふうにも捉えられたのですけど、ちょっとどんぐりの森がどこにあって、これ、総合計画とか、いつ、どんぐりの森とここ規定されたのか、ちょっと私もわからなくなっていますので、どんぐりの森をどこにあって、どういうことでできたのか、ちょっとそこ、御説明お願いします。

○藤井水産林業課長

当初から冠山総合公園にどんぐりの森という指定があったわけではないかと私も存じ上げております。そういった自然敬愛推進ということで、担当部署である公園緑地課と御相談しまして、斜面の一部を有効利用という意味で協議をして、そういった形でどんぐりの森をつくっていこうといったところで、今、進めているところでございます。

○笹井委員

わかりました。

じゃ、ちょっと次です。同じページ、決算151ページですけど、有害鳥獣捕獲対策協議会交付金68万円ですか、があります。これは結局、どういう団体、どういう方が対象になっておるのでしょうか。また、何回ぐらい開催されておるのでしょうか。

○藤井水産林業課長

対策協議会の交付金のお尋ねでございます。

これは光市の有害鳥獣捕獲実施要綱を定めておりまして、これに基づいて、市内のそういう捕獲についての猟友会支部、関係諸団体の協力によりそういった捕獲体制を確立して、円滑な捕獲の推進をやっていくということを目的に設置されたものでございます。会長は市長となっており、協議会の構成委員も要綱に、先ほど申しました関係諸団体ということで定めております。

協議会の費用、交付金、今68万円でございますが、これは協議会に必要な事務局費、事務局費の中身は会議出席の報償費や消耗品、それから捕獲隊の出動に伴います経費及び資材費、狩猟保険料、箱わなの管理料等の一部として支出しております。

開催は、これも要綱に、毎年1月31日までに翌年度の捕獲の計画書案を会長に通知し、これを協議して計画書を決定するといった工程となっておりますことから、そういう決定をして、毎年2月末日までに山口県農林事務所長に通知することになっておりますので、2月中旬に毎年、年1回の協議会を開催しております。

以上でございます。

○笹井委員

ちょっと協議会の構成を尋ねておるのですが、そこの回答で関係諸団体と言われましても、ああ、そうですかといきませんので、もうちょっとわかりやすくお答えください。

○藤井水産林業課長

済みません。今ちょっと資料の確認ができませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○笹井委員

恐らく、そういう猟の捕獲ができる団体の方が当然構成として入っておるかと思うのですが、いろいろ市議会報告会のほうでもちょっとこの有害鳥獣についてのやり方で、いろんな市民の提案が私ども聞いておるとこですけど、例えば、そういう市民の声が出とるというようなこと、そこをそちらの団体のほうで検討していただくことができないかと。そういうふうなことをこの協議会の場で議論することはできないものでしょうか。

○藤井水産林業課長

協議会の場でございますので、いろんな意見をそこで御提案していただいて協議する こと、ことはできるかと思います。中身によっては、そこで決められるかどうかという のは、ちょっと難しいことじゃないかと思います。

○笹井委員

わかりました。よろしくお願いします。

○藤井水産林業課長

済みません。先ほどの資料が見つかりましたので、構成メンバーを申し上げます。 県猟友会光支部、それから周南農業協同組合、南すおう農業協同組合、山口県東部農 業共済組合、光大和森林組合、光市農業委員会委員、山口県鳥獣保護員、山口県漁業協 同組合、山口県周南農林事務所、山口県光警察署、以上でございます。

○笹井委員

ということは、実際に捕獲ができる方というのは、県猟友会の光支部1団体だけであって、光市内には、そういう捕獲ができる3団体あると私、認識しておりますけど、そこは団体がそれぞれ、ここに入ってきておるわけじゃなくて、猟友会一つとして入っとるということでしょうか。

○藤井水産林業課長

失礼しました。県猟友会光支部の中には、猟友会の会長並びに、今ございます3隊の 隊長が入っております。 討 論:なし

採 決:全会一致「認定すべきもの」